

平成15年9月16日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員		江	口		徹

平成15年9月16日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
12	7 中 村 雄一郎	<p>1.市制施行50年 元気な鹿島市づくりのために 今取組むこと。</p> <p>(1) やる気のでる組織づくり</p> <p>(2) 新規事業への取り組み</p> <p>① 新規施策（事業）に取組む場合の手順は</p> <p>ア 地域と一体となった河川改修事業 ふるさとの川整備事業 ラブリバー事業</p> <p>イ 観光を生かした地域空間づくり</p> <p>ウ 暗い町返上へ 街路灯設置</p> <p>2.地域に密着した福祉政策を</p> <p>(1) 老人医療費の地域格差</p> <p>① PPK長野県の取り組み</p> <p>(2) 少子化対策 エンゼルプランについて</p> <p>① 核家族化</p> <p>② 休日保育について</p> <p>③ 次世代育成支援対策推進法について</p> <p>3.犯罪の低年齢化にいかに対処するか</p> <p>(1) 万引き、ひったくりなど少年犯罪の実態と対策</p> <p>(2) 地域・家庭・学校の連携による対応を</p>
13	15 中 村 清	<p>1.環境問題について</p> <p>① 市内河川及び有明海の水質等について</p> <p>② 中木庭ダムについて</p> <p>2.鹿島市の将来のふるさとづくりをどうするか？</p>
14	8 橋 川 宏 彰	<p>1.鹿島市の障害者福祉行政について</p> <p>① 市内福祉団体への支援強化について</p> <p>② 福祉タクシー券の増額について</p> <p>③ 市及び市社協のマイクロバス利用の弾力化について</p> <p>④ 第4次鹿島市総合計画や新長期行動計画（平成8年3月策定）の実現に向けた数値目標について</p> <p>2.合併後の新市の保健福祉行政について</p> <p>① 基本理念について</p> <p>② サービス格差をどのように調整するか</p> <p>③ 太良町との合併協議の現状と課題は</p>

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

12日に引き続き、通告順により順次質問を許します。

まず、7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

おはようございます。7番中村雄一郎です。昨日は、各地で敬老会が開催をされ、元気なお年寄りの皆さん方に本当に勇気をいただきました。そして、その前日、9月14日には祐徳稲荷神社で伝承芸能祭が開かれたわけですが、約1万人のお客様が来ていただきまして、本当に開催をしてよかったなというふうに思っております。

通告をいたしておりましたことに関してこれから質問をしてみたいと思いますが、大きな1点目は、「市制50周年 元気な鹿島市づくりのために 今取り組むこと」ということで質問をしてみたいです。

まず、やる気の出る組織づくりでございます。

鹿島市は、昭和29年（1954年）に合併をして、来年2004年4月で50年目を迎えます。4月より1年間を通して、多彩な記念イベントが計画をされているようです。50周年の次は、順調に推移すれば新市誕生、この機会に元気にする仕掛け、仕組みを考えようというのが、この質問の発端であります。

8月30日の佐賀新聞の論説に「武雄市市制50周年」と題した論評がありました。武雄市は、「花火大会も市民盆踊りもない“夏の忘れ物”をしたような「武雄の夏」が終わった」という書き出しで、市民参加型、集客型の九州や全国に発信できる大イベントを生み出してほしい、市民が発信できる社会づくりを市制50周年に期待すると締めてありました。

このことを本市に当てはめてみますと、全国的に有名なガタリンピックがあり、花火大会、市民総参加の鹿島おどり、伝承芸能祭等、夏から秋にかけてのイベントは、実に多彩であります。その部分だけを比較いたしますと、非常に本市は元気があるわけですが、市内全域には閉塞感が漂っています。その要因は種々考えられるわけですが、それらを払いのけ、元気、やる気を持って市の活性化を図り、住民の幸せを実現するために、市内で最大の組織である市役所内におけるやる気の出る組織づくりについて質問をいたします。

まず、第1点目でございますけれども、市役所内部では、職員の意見を行政全般に反映するために、意見具申制度があると聞いておりますが、これは以前に中西議員が質問されたことがあるかと思っておりますけれども、その制度は現在もあるのかどうか。また、今までにどのよ

うな提案がなされ、政策にどのように生かされているのかをお尋ねいたします。

次に、新規事業への取り組みについてでございます。

市役所の組織は、大まかには市長をトップに助役、収入役、そして総務、市民、産業、建設環境の4部から成る市長部局と教育委員会で構成をされています。それぞれ第4次総合計画の基本構想、基本計画で定められた施策を現実の行政運営の中で実施するために、実施計画を立てて予算編成に臨み、3カ年計画でローリングがなされております。

市の事業は、継続事業、あらかじめ予定をされている事業のほかに、打ち切るべき事業や国・県の新たな事業への対応など複雑多岐にわたっております。これらへの対応の仕方についてお尋ねをいたします。すべての事業を継続していたのでは、財政的に窮屈になり、市政運営そのものが硬直化してしまいます。

そこで、2点目の質問ですが、継続事業の打ち切り、見直しに関しての判断や新規事業に取り組む場合の手順、仕組みはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

議会で我々議員が一般質問や議案審議の際に提案する場合もあるかと思いますが、その例は別として、行政内部での現在の取り組みをお願いいたします。

具体的な事業に関しては、2回目以降に質問いたします。

次に、大きな2点目の地域に密着した福祉政策をとということで質問をまいります。

まず、一つ目は、老人医療費の地域格差、PPK長野県の取り組みに関してでございます。

まず、通告をしておりますPPK、何名かの議員さん方、あるいは市民の方々から、PPKで何ねというようなことを言われたわけでございますけれども、これは、PPK「ピンペンコロリ」の略でございます、できる限り元気に生きて長患いをせずに死ぬことでございます。

西高東低、一般にこの「西高東低」という言葉を聞きますと、冬型の気圧配置を思い出すわけでございますが、老人医療費の実態もまさに西高東低の状態です。

老人医療費、1人当たりの医療費が最も高いのは、福岡県の年間889,494円、これは2年連続です。長崎が3位、鹿児島が8位、佐賀が9位で、九州が上位を占め、北海道の2位を除けば、関西以西が1人当たりの老人医療費は高いというデータが発表されました。最も低いのが長野県で、約590千円、福岡県と400千円の差があります。福岡県では、老人医療費が高い原因を探ろうと、関係者で委員会を設置して検討中だそうです。

長野県は医療費が全国一安く、平均寿命も男女ともトップクラスということで、その取り組みは参考にしなければなりません。医療機関が住民の健康管理に重点を置き、在宅医療にも力を入れており、地域住民は健康に対する関心が高く、むだな医療費は使わないという意識も高いそうです。

そこで、何点か御質問いたしますけれども、佐賀県は全国で9番目に1人当たりの老人医療費が高いそうですが、一体幾らなのか。また、本市はどのようになっているのか、お尋ね

をいたします。

参考までに、国保に関してもお尋ねをいたしますけれども、国保の1人当たりの医療費の傾向はどうか、このことについてもお尋ねをいたします。

次に、地域によって老人医療費がこれほどまでにばらつきがあるのはなぜなのか。

長野県の例は、これはいろんな形で紹介がされておりますけれども、この長野県の取り組みに対してどのような特徴があるのか、検証をされたことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

もう1点は、医療費の増大は高齢化や医療技術の高度化、そして生活習慣病の増加が原因と言われております。国保の運営もますます厳しくなっている現状でございますけれども、国保や老人医療費抑制のための対策を今後どのようにされていくのかをお尋ねいたしたいと思います。

次に、少子化対策、エンゼルプランについてお尋ねをいたします。

ことしの2月、鹿島市児童育成計画、いわゆるエンゼルプランが策定をされました。本市における出生者数は、平成10年が354人、11年346人、12年341人、13年が326人と減少をしております。この要因は、さまざま考えられるわけですが、女性の晩婚化や結婚の数、あるいは離婚の数など、すべてが少子化を加速するような傾向にあり、子供が生まれる環境にないことがデータでも明らかになっています。

年齢階層別の未婚率を平成7年と12年で比較をしてみますと、ここに鹿島市エンゼルプランのダイジェスト版がございますけれども、この中に紹介がしてありますが、女性の未婚率、晩婚化ということが如実にあらわれております。20歳から24歳まではデータのそれほど変わりはありません。全国で平成7年が86.4%、平成12年が87.9%ですので、この年齢層までに関しては横ばい、もしくは伸びている状況です。鹿島市においては、平成7年84.9%が82.3%ということで、ややポイントが落ちております。しかし、25歳から29歳、あるいは30歳以上の未婚率を見てみますと、25歳から29歳で、全国では平成7年が48%が54%と6ポイントアップ、それから30歳から34歳になりますと、19.7%が26.6%となっております。これは鹿島市でも同じような傾向で、25歳から29歳が47.2%が50.9%、30歳から34歳が16.2%が22.1%というような形に、女性の晩婚化が進んでいることがデータとして明らかになっております。

また、婚姻の数は、鹿島市におきましても横ばいの状況ですが、離婚に関しては増加の傾向にあるようです。

鹿島市が作成をされたエンゼルプランには、「だれでも安心して子育てできる環境づくり」「みんなで子育てを支え合う環境づくり」「健やかな子供が育つ環境づくり」を基本的方向として、施策体系や具体的施策が盛り込んでありますが、どうして子供が少なくなったのでしょうか。どうして産むことができないのでしょうか。子供は宝、多い方が楽しい夢のある

生活を送ることができます。教育費などでの経済的理由、子育てと仕事との両立、環境や安全など、不透明な将来生活への不安などが考えられます。少子化は、結婚をしている夫婦の問題と、未婚、晩婚、離婚の両面から考えなければいけません。

合計特殊出生率は、平成14年度は1.32%、戦後最低水準を更新しておりますが、これを結婚している夫婦に限定をしますと、平均出生児数は2.2人です。夫婦が理想としている子供の数は2.53人で、現実と0.31人の隔たりがございます。この要因の第1は、国民生活白書によると、仕事と育児の両立は困難であるということで、家庭内で実親など育児支援が受けられるかどうかということが出生行動に最も大きく影響を与えていると言えます。

先日、質問で、水頭議員の方から厚生労働白書の御紹介がございましたけれども、厚生労働白書でも、夫婦の労働時間や通勤時間、3世代同居比率との関連性を指摘してあります。未婚率の上昇や晩婚化は、女性の経済力の向上や仕事優先の考えがあり、結婚イコール束縛というイメージが強いようです。

このような社会環境の中で、国では新たに次世代育成支援対策推進法が定められました。みんなで知恵を出し合い、子供を産みやすい、育てやすい社会を創造しなければならないという観点から、数点にわたって質問をいたします。

まず、エンゼルプランは、平成17年から22年までの5カ年にわたり推進するとしてありますが、具体的な計画は今後どのようにされるのか。

次に、新しく国の方で策定をされた次世代育成支援対策推進法、これとのエンゼルプランの関連はどうなるのか。

本市においては、人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加をしております。いわゆる核家族化が進んでおりますが、少子化と核家族化の相関関係について調査をされたことがあるのかどうか。

多様化する保健ニーズの対応として、徳村議員から指摘がございましたけれども、休日保育や夜間保育などのメニューがあるのかどうかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

大きな3点目、犯罪の低年齢化にいかに対処するかということで質問をさせていただきます。

本年度の防犯協会の総会で——これは浜地区の防犯協会の総会ですが、鹿島署の生活安全課より説明があり、中学生による老人のバッグ等のひったくりが鹿島署管内でもあったという報告がございました。

今月初めの商工会議所の委員会では、小学生による万引きが最近増加をしているという報告がなされました。

私も数年前になりますけれども、ある大型店で市内の低学年の小学生が集団で万引きした現場に立ち会ったことがございます。保護者を呼び、注意をされておりますが、悪意というよりゲーム感覚だったのかもしれない。しかし、もしそのときに見つかっていなかったら、その子供たちは次第にエスカレートして、犯罪を重ねていたと思っております。

小さな商店主は、万引きを見つけた場合、親への通報後、警察へ届けるべきか、学校へ連絡するべきか、なかなか判断が付きません。時には、こんな親もいるそうです。「たったこの程度のことで、金を払えばよかろうもん」という捨てぜりふを吐く親、そのような状況を見たとき、子供はどのように感じるでしょうか。恐らくこの程度ならいいんだというような解釈をするんじゃないかと思います。

犯罪の芽は小さいうちに摘み取ることが肝要、その対策が急がれるところですが、教育委員会としてこのような実態をどの程度把握されているのかお尋ねをして、1回目の質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

中村議員さんの1回目の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「市制施行50年 元気な鹿島市づくりのために 今取り組むこと」の中で、やる気の出る組織づくりの中で、いわゆる職員提案制度の現状についてお答えをいたします。

この職員提案制度につきましては、昭和36年8月に要綱が定められて、今日に至っているところでございます。この要綱に基づいた正式な手続による提案というものは、ちょっとなかなかあっておりませんが、例えば、市長との対話の中で、口頭で、あるいは時には文書で、直接市長の方に対してそういった職員の提言、提案等は時々あっているようでございます。

最近では、市長4期目の就任に当たりまして、市長から逆に提起があったわけですが、職員からの提言、提案を募った結果、約200名の職員からの提案、提言書が出されました。そこで、同じような内容の文書等をまとめて、すぐに実行に移すべきもの、直ちに検討するもの、今後の検討課題などに分類して、それぞれの作業に取り組んだところでございます。

なお、この提言等につきましては、現在もそれが進行中のものももちろんございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

質問の2点目にお答えいたします。

新規施策へ取り組む場合の手順ということですが、全庁的な新規事業の採択の流れといたしまして、これは継続事業も含めてですが、通常の場合で次年度に実施する場合は、まず企画課、それと財政課、ここで投資的事業、総額の打ち合わせをいたします。

それで、これは去年おとしぐらいからですが、企画課が各部に事業費の枠を示すという

方法をとっております。これに基づきまして、各課が実施計画の採択の要求をしまいであります。

次に、企画課の方では、これの取りまとめをして実施計画の庁議にかけるといような段取りになります。ここの中では事業の必要性とか優先度、それから財源、それから地元の合意、ここらあたりの検討がなされまして、採択になった場合は財政課がそれを予算で裏づけをするといような手順になっております。

それから、年度の途中に新規事業に取り組む必要が生じた場合でございますが、これも原則としては庁議にかけて、今申し上げました必要性とか優先度、ここらあたりを検討の上、その採択の可否、これが決定されていきます。庁議を開くいとまがないものにつきましては、市長、助役、それと関係各課が直接協議をして決定をしまいであります。

これ以外で、軽易なものにつきましては、担当課と財政課、企画課、直接協議をいたしまして、市長、助役へ報告をいたします。あわせて、この部分についての起案をするような手順をとっております。

以上によりまして、新規事業への対応をすることにいたしております。

逆に、事業の見直しとか計画の変更を検討する場合は、同様の手順とか経路をもちまして実施をするようにいたしております。

これと、最近では、これではカバーができないようなものが生じてきております。今申し上げた部分は、一つの定型化されたやり方で既に定着をいたしておりますが、最近ではこれがカバーできないようなものが出ておりますので、市として新たな対応が必要とされるものなどを含めた三つの点について、その手順を4人の部長、打ち合わせをいたしまして、決定をしまして、これを7月24日の定例部課長会におきまして、全庁的に意思の統一、浸透を図るべきものの判断と決定手順といような形でこれを示しております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

答弁求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方からは、質問の2の地域に密着した福祉政策の中で、老人医療費の地域格差ということでお答えいたしたいと思っております。

質問が三、四点あったかと思いますが、まず、その中の1点目で、老人医療費の中の佐賀県と鹿島市の医療費が幾らかということでございますが、佐賀県で1人当たり790,857円となっております。鹿島市でございますが、743,443円でございます。

質問の2点目の国保についてはどうかということでございますが、全国平均で352,939円、佐賀県で410,389円、順位でいいますと15位ということになっております。鹿島市で363,352円、順位でいいますと39位ということで、かなり下の方に一応位置づけております。

それから次に、長野県の取り組みについて検証をしたことがあるかということでございますが、これは議員も見られたかと思いますが、二、三週間前にテレビであっていましたが、これは長野県の佐久市と、それから沖縄県の例で、テレビであっていたかと思いますが、それを参考にされたんじゃないかと思いますが、まず、国の国保中央会というのがございますが、そこら辺で調査もされておりますが、その辺で明らかになった点を申し上げたいと思います。

まず、在宅医療を可能とする条件が整っていると、これは議員申されたとおりでございますが、その結果、平均在院日数が他県よりかなり短くなっております。それと、自宅での死亡の割合が高いということでございます。

それから、活発な保健活動と生きがいを持つ高齢者の生活ということで、長野県では昭和40年代ぐらいから、県内各市町村で脳血管疾患を抑制するための一部屋暖房運動やら減塩運動が積極的に行われていたようでございます。この減塩運動は特にテレビでも取り上げてあっていたようでございますが、野沢菜漬けというのがございまして、塩分のとり過ぎということで、その当時、東京から来られた医者と一緒にチームを組んで、この減塩運動を取り組まれたというふうな報道がございました。

それと、あと長野県は公民館活動などで社会教育活動も活発で、こうした基盤に乗った保健指導員や食生活改善推進員などの地区衛生組織が活動を行っているようです。この保健指導員というのは、鹿島市では保健推進員という、これは全国的な組織でございまして、佐賀県でも余りないところでございますが、いち早く取り組んでおります。これと同じような活動ではないかと思っております。

それから、持ち家率、自分の家を持っている率と高齢者の就業率が高いということに関して、長野県では、歳をとっても何らかの仕事や生きがいを持って生活している人が多いようでございます。それから、先ほども言いましたが、お医者さんとの連携とか、あるいは、逆に医者に診てもらうことはぜいたくと考える傾向も強くあらわれているようでございます。それで、現に少しぐらいの病気では医者にかからず、病気と上手につき合いながら過ごす人もいってと言われております。それから、これは仕事や生きがいを持っているためだということも最終的には結んであるようでございます。

それから、医療費の増大の件で質問があったかと思いますが、生活習慣病の件で質問があったかと思いますが、生活習慣病は不規則な生活習慣を続けることが原因で起こりやすい病気だと言われております。

生活習慣病の総称では、糖尿病やがん、それから心疾患、心臓、それから脳血管疾患等などが病気だと言われております。これらの病気は長期間の治療が必要となり、また医療費も高額になっております。本人や周囲の人は、大きな身体的、また精神的な負担を負うことも多いことでございますが、この生活習慣病は、早期に発見すれば、生活習慣の改善等で悪化

を防ぐということも言われております。この生活習慣の改善、例えば、ウォーキング、水中運動、気功、軽いジョギングなどの有酸素運動ということも言われておりますが、このようなことで症状の悪化も防ぐということも言われております。

それから、この早期発見のためには、やっぱり毎年定期的に健診を受けることが大切でありまして、また、何と申しまして、個人個人が健康に気をつけることが一番の大切なことではないかと思っております。

対策をどのように考えておるかということですが、今申し上げましたように、予防のための事業、それから病気早期発見のための定期的な健診が必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

おはようございます。私の方からは、少子化対策、エンゼルプラン関係についてお答えをいたします。

エンゼルプランの今後の進め方ではありますが、すぐに取りかかれるものから順次実施計画にのせて実施していくということになります。しかし、さきの国会で成立いたしました次世代育成支援対策推進法によりまして、行動計画を16年度中に策定することが義務づけられたところでございます。17年度から5カ年の具体的な施策を盛り込むということになります。くしくも、鹿島市のエンゼルプランが次世代育成行動計画と同時進行ということになるわけですが、両計画の関係についてお尋ねであります。

行動計画は、次世代をはぐくむ若い世代の支援を含む広義の、広い意味での子育ての社会化を目指すものでありまして、あらゆる行政施策を子育て環境の側面から見直し、統合化した行動計画として、エンゼルプランの内容を包み込んだ形での計画と、こういうふうに位置づけられています。

それから、少子化と核家族化との相関関係についてお尋ねがありましたが、調査はしておりません。国において調査した資料によりますと、親の子育て支援があれば子供の数が多いという傾向が見られます。この傾向は、正規の就労をされている女性の方、あるいは専業主婦の場合でも同じ傾向が見られるところです。

それから、休日保育・夜間保育については、エンゼルプランでは検討するという事柄でありますが、現在計画はありません。ただ、先ほども申し上げました次世代育成行動計画にどのように盛り込まれていくのか、この計画を立てるに当たりましては、各界各層の方の御意見が反映されるという形になりますので、今後の課題と言えます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

少年の問題行動等につきまして、どのようにとらえているかということでのお尋ねでありました。

市内の小・中学校の万引き等の実態でありますけれども、もちろん確定できるようなデータというのは持ち合わせておりませんけれども、全くゼロだとも思っておりません。万が一起こった場合でも、それぞれのお店にはマニュアル的な手順といいますか、こういったものがあるようでありますが、ほとんどが子供たちの心情、あるいは保護者の気持ち、こういったものに十分配慮をする形で、個々それぞれのケースに最も適切な対応を心してもらっているという現状であろうというふうに私はとらえております。

議員さんも、先ほど御自身の経験を通して、余り罪の意識がない、あるいは反省の色が見えないというようなことを感想として申されたわけですが、まさにこのあたりでありまして、やってはいけないことと 100%知識としてはあるわけでありましてけれども、そのついでという行動に発展してしまう。こういうことが非常に問題であるわけです。やはり理性ある行動につながるような、例えば、学校での心の教育なり、あるいは家庭での規律ある生活、こういったものを着実に日ごろから積み重ねることによって、低年齢期におけるいわゆる丁寧に時間をかけていくこと、こういったことが何よりも基盤であろうというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点目の組織づくりに関してでございますけれども、職員提案制度というものが昭和36年にスタートをして、制度としてはずっと続いているということですが、これといって提案をされて、それが政策に生かされたというものは余りないような御答弁でございました。

市長4期目のスタートに当たって、職員の方々から募られて、200件ほどの応募があったということですが、それに関しても、これといった——これといったと言ったら失礼になりますが、政策に関係あるようなものはなかったのではないかとこのように今の答弁では感じたような次第でございます。

鹿島市は、市内最大の組織であるというようなことを、先ほどの1回目の質問で私は申し上げましたけれども、まさに鹿島市の中において、市内最大の頭脳集団でもあると思います。すばらしい職員の方々、人材の宝庫だというふうに私は考えておりますが、その職員の方々

のやる気を引き出す、やりがいのある体制づくりを進めること、人材を生かした風通しのいい組織をつくること、それが必要ではないかと思います。

そういう意味で、職員の皆さんからの提案に関しましては、具体的な市の政策に関しても、いい意見があればそれを取り上げていただきたいということで、この組織づくりの質問はさせていただいたわけでございます。

それともう一つ、同じ組織づくりに関連のあることとして、新規事業に取り組む場合の手順に関して、総務部長の方から御答弁いただいたわけでございますけれども、今の御答弁の中で、いわゆる新規事業として通常の流れの場合、それから年度途中で生じた新規事業の採択については手順を示していただきました。ただ、現在では、その二つの場合の判断が難しいものがあるというようなことで、部課長会においてそれらの手順を示したというような御答弁があったわけです。新規事業採択の流れ、あるいは年度途中で生じた新規事業の可否に関する場合、それ以外、難しい判断のものというのが、じゃあ一体どのような場合なのか。その手順は具体的にはどのようなものを7月24日の定例部課長会において決められたのか。簡単に結構ですので、それについてもお尋ねをしたいと思います。

私、前回の6月議会の質問の中で、構造改革特区の問題を質問いたしました。それに関しては、構造改革特区、全庁的にまたがるものは、じゃあどこがどのような判断をして、政策として取り入れるか否かを検討されていくのかということをお願いいたしておりますが、恐らくそのようなものが、この判断の難しい場合に入るんじゃないかと思いますが、御説明、御答弁をお願いしたいと思います。

組織づくりに関して一つだけ具体的なことを挙げて御質問をしたいと思いますけれども、これも何回となく市長に提案をしてきたこととありますが、現在、肥前浜宿の保存活用事業を積極的に推進をさせていただいております。市長部局と教育委員会部局の、いわゆる壁の問題に関して、私は以前質問をいたしました。伝統的建造物保存事業は生涯学習課の所管であり、教育委員会部局です。そして、今進めていただいている街並み環境整備事業、あるいは河川改修事業は都市建設課の所管であり、市長部局にあります。また、将来的な活用という面から考えますと、観光資源の開発事業、これは商工観光課、これも市長部局であります。

このような大きなプロジェクトを推進する場合に、市長部局と教育委員会部局に分かれていて、果たしてうまく進んでいくのかということで、過去にも事業をスムーズに進めるために、あるいは職員間の風通しをよくするために、目的をはっきりした形での体制をとるべきではないかということをお願いいたしておりますが、今の段階まで進んできた、この肥前浜宿の保存活用事業、市長部局、教育委員会部局、どちらに置かれるかは市長の判断かと思っておりますけれども、一つの、例えば、まちづくり推進室という推進室を置いて、一体的に進める時期が来ているのではないかということで、改めて組織のことに関してはこのことを具体的な

質問とさせていただきます。

次に、新規事業への取り組みに関しての具体的な質問を3項目出しておりました。

一つは、ふるさとの川整備事業でございます。

これも浜川に関連したことでございますけれども、浜川では河川改修事業が現在進められております。浜町振興会、区長会、水とまちなみの会、河川関係者と県、市により、河川協議会が設置をされ、町並み保存との一体化を図る形で、自然環境や景観に配慮をしながら設計、施行が進められております。県土木事務所の担当者も、地元の意見を十分に聞き、河川改修事業で取り組める範囲では最大限の努力をしてもらっております。数年前までは、このほかの事業などを絡めながらグレードアップをすることができたそうですが、今日の改修事業は、コストを最低限に抑えなければいけないということで、地元要望に十分にこたえられないし、もし望んでグレードアップをするならば、市や地元で負担をとという答えが返ってまいります。

先日、鹿島市の都市計画地域マスタープランの説明会がございましたが、祐徳稲荷神社周辺と浜宿は歴史交流拠点で位置づけられ、それらを結ぶ浜川は、歴史文化交流軸となっております。今後の改修事業は、この歴史文化交流軸に沿って進められていくわけですが、単なる河川改修事業だけでは、水辺の景観の保全や親水公園などの施設整備は難しいようです。

そこで、他の事業との併用を考えなければならないわけですが、一つがふるさとの川整備事業であります。「美しい川のあるまちは人と自然にふれあうまち」、これがふるさとの川整備事業のキャッチフレーズです。河川本来の自然環境の保全、創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的とした事業で、対象河川は河川改修事業や地域整備事業等の進捗状況から、早急に水辺空間の整備計画を策定する必要のある河川、まさに浜川は該当すると思います。事業実施予定区域が河川改修事業区間に含まれることとなっております。対象となる施設は、自然環境保全再生施設として植栽や蛸護岸、水辺景観保全や創出施設として自然石護岸やせせらぎ、水辺に触れ合い親しむ施設として階段護岸、遊歩道、ベンチなどがあるようでございます。

いずれにいたしましても、現在進んでいる河川改修事業一本では限界があるというようなことを聞いておりますので、ぜひこの事業の検討もしてほしいかと思っております。

もう一つ、ラブリバー制度というものがございます。これは河川敷を植栽や花壇として利用することで、河川管理者である県と市、地域住民で河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図る制度でございます。

河川には、それぞれに特性があり、一律の法や整備手法では、地域に親しまれる川をつくることはできません。そのためには、河川管理者と住民がともに考えることが必要であり、川とその流域を丸ごと博物館として考えるべきだということが、テレビであっているシンポ

ジウムで聞きました。今、浜川は、まさにそのような形で河川協議会ができ、行政と住民で話が進められておりますが、先ほど申しましたように、河川改修事業だけでは限界がございます。

そこで、今御紹介いたしましたふるさとの川整備事業、あるいはラブリバー制度に関して導入、研究をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

次に、観光を生かした地域空間づくりということで御質問いたしますけれども、これも新しい事業として取り入れる場合の一つの考え方としての提案です。

これは、国土交通省が観光を生かした地域づくりをテーマに、地方自治体やNPOなどが協力してプランを策定し、広域観光案内板の設置や道路整備、河川整備など、観光交流空間モデル事業を来年度より推進するための予算を概算要求に盛り込んだという報道が8月10日に行われました。

このような新しい事業は、各省庁から次々に発信をされてくるわけですが、このような情報に対して、いち早くそれを入手して、対応をして、どのようにするか検討していただかなければならないと思っておりますが、御所見をお願いしたいと思います。

それからもう1点、暗い町返上へ、街路灯の設置ということで質問をいたします。

これも先日水頭議員が防犯灯に関しては御質問をされました。私は、3月議会においてまちが非常に暗いということで、このことを質問したわけですが、やや水頭議員とは観点が違いますので、改めて質問をさせていただきます。

8月の何日だったかわかりませんが、佐賀新聞に佐賀市の防犯強化策、暗い町返上へということで、街路灯を5,000基新たに設置をするという記事が載っております。佐賀市は、車中心の道路照明から、歩行者や自転車利用の人へと視点を転換して、市独自で5,000基を整備して、市全域を明るくするということを発表いたしました。

私が3月議会で提案したのは、まさにこれそのものでございまして、市道には各地区で防犯灯がそれぞれ設置をされておりますので、かなりの明るさといえますが、防犯上必要な明るさは確保されていると思っておりますが、特に、この12月には国道207号のバイパスが完成いたします。国県道を走ってみますと、鹿島市における現在の街路灯の基準は、交差点、あるいは橋梁、そのようなところに限られておりますので、非常に暗いということは前回も指摘をしてきたとおりでございます。

佐賀市は、通学の安全あるいは防犯強化、この両面から今回街路灯5,000基を2年間にわたって設置をするということで、国や県にも財政的な面での協力を要望しながら、新しい基準をつくってこれから取り組むというようなことを言われております。

また、鹿島警察署におきましても、現在暗やみをなくす運動が展開されておまして、鹿島市の暗さを指摘されております。

そこで質問いたしますけれども、防犯・通学路対策として街路灯の設置、歩道の整備とい

う観点からの街路灯の設置に関しての調査を行い、従来の防犯灯や街路灯設置基準から脱却をして進めてほしいと考えますが、市長の御所見をお願いいたします。

次に、老人医療費の地域格差の2回目でございますけれども、先ほど長野県の事例として、在宅医療を可能にする条件ということで、持ち家比率の高さと高齢者のひとり住まい、単独世帯の割合が低い、離婚率が低いなど、家庭機能の高さ、あるいは高齢者の就業率の高さ、公民館活動や社会教育活動による食生活改善運動の成果だということ。それから、医療費の高騰の原因となる生活習慣病、糖尿病、がん、心疾患、脳血管疾患などは、早期発見すれば生活習慣の改善、例えば、ウォーキングや水中運動などの有酸素運動により症状の悪化を防ぐことができるという答弁がございました。

この長野県の例を見て、二つのことに着目してみたいと思います。

先ほど課長、テレビでも2週間ぐらい前にやっていたということでございましたけど、私はそのときテレビを見ておりませんので、内容ちょっとわかりませんが、キーワードの一つは、持ち家、ひとり住まい、核家族化、そして二つ目は、有酸素運動をするための環境づくりではないかと思えます。

そこで質問いたしますけれども、少子・高齢化と3世代同居が大きな意味を持つと私は考えております。本市において、核家族化で世帯数は増加をしておりますが、本市における持ち家比率はどのようになっているのでしょうか。

また、全世帯数の中で、3世代同居をされている世帯がどの程度あるのか、お尋ねをしたいと思います。3世代同居の推進は、少子化と老人医療費の抑制に効果があります。東京の北区では、3世代同居家屋の新築に対して補助金を出して推進をしておられるそうです。私は新たな施策として、次世代育成支援対策推進法がこれから定められていきますけれども、このことに関して少し検討を深められたらということでお尋ねをしたいと思います。

それから、エンゼルプラン等に関しましては、今後、次世代育成支援対策推進法とエンゼルプランを絡めながら、いろんな計画を盛り込んでいくということでございますので、ニーズ調査をされて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、犯罪の低年齢化に対してでございますけれども、万引きに対しては、先ほど教育長が御答弁されたように、各お店お店で対応をしながら、保護者の方々は学校には言わないでくださいというふうなことをやっぱりよく言われます。で、学校あるいは教育委員会の方になかなか実態が上がってこないというのが現状ではないかと思えますが、やはり小さいうちに犯罪の芽を摘み取って子供たちに教えていくことが必要だということで、その運動というのは先の長い運動になるかと思えますけれども、鹿島市には防犯協会を初め、青少年問題協議会、PTAなど、多くの青少年の育成団体があるわけですが、これからはそれらの連携というものがやっぱり大きなポイントになってくるんじゃないかと思えます。それらの団体のネットワーク化を今後図っていく必要があるんじゃないかと思えますが、その件に関し

てお尋ねをいたします。

それと、これは9月1日ごろの市報に出ておりましたけれども、新しい制度として、地域のおじさん、おばさんの制度がございますが、この制度の概要、そして現在、地域のおじさん、おばさんが何人ぐらいいらっしゃるのか、どのような形で進めておられるのかをお尋ねしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、事業をスムーズに進めていくためには、目的に合ったはっきりした体制づくりが必要ではないかという中で、例えば、具体的にまちづくり推進室を置いたらどうかというふうな御提言をいただきました。これについてお答えをいたします。

私どもも、事業のスムーズな進捗を図るためには、それに合わせた組織づくりというものを常に心にとめておかなければならないことであるということとは十分認識をいたしておるところでございます。

そこで、私自身も3年ぐらい前ですか、先進地を視察する機会がありましたので、そこでも経験したことですが、そこでも同じような伝統的建造物群の保存事業を進めておられました。そこでは、ちょうどそういった進捗状況にあわせた形で、組織づくりの変更というものをされておったということも認識をしております。

そういう中で、本市の伝統的建造物群保存事業について、前から気にはしておったんですが、現在、状況をお聞きしたところ、具体的には生涯学習課と都市建設課の方になるかと思っておりますけれども、原課の進捗状況に少しずれがあるという状況でございます。

そこで、必ずそういった中で組織体制のあり方というのにも検討しなければいけないと思っておりますけれども、なお、今後原課とも十分調整を図りながら、いつの時点でそういった新しい組織づくりの体制を進めていったらいいのか、そのあたりを十分話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

新規事業などへの対応手段の中で、難しいとはどういうことかということと、それから、部課長会ではどのような手順を示したのかという2点についてお答えをいたします。

まず、この間、先日の部課長会で示しました手順といいますのは、全庁的な意思の統一と浸透を図るべきものの判断と決定手順ということで、3点をお願いいたしました。

まず1点目、何課が所管すべきか不明なもの、これが第1点でございます。

それから2点目、実施に当たって複数課にまたがるもの、もしくは新たな対応が必要なものの、これが2点目です。

それから3点目、どの程度重要なことであるのか判断の見きわめがつかないもの、これが3点目。

以上の3点につきまして、手順を定めております。手順については省略をさせていただきます。

それから、難しいものということでございますけれども、この2点目の後段の部分、行政として新たな対応が必要なもの、それと3点目のどの程度重要なことであるか見きわめがつかないもの、これが最も判断が難しいところであろうというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、提携業務——ルーチンワークと呼ばれるものですが、これについては市の組織は大変に強いものがあるというふうに思っております。しかしながら、新しく対応を迫られるもの、これについては思ったようにはいきにくいという点がございまして、この三つの点についての手順を示してみました。

それから、この手順につきましては、いずれの場合でも、どこの課においても対応ができるように想定をしておりますけれども、いずれの課にも属さないものの所管ということは、企画課が所管をするということになっておりますことから考えていきますと、今までもそうでございますけれども、企画課がそのほとんどを処理するようになるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方から、7番議員の浜川の整備と街路灯の設置についての御質問にお答えいたします。

浜川に関しましては、第4次総合計画では、中川、鹿島川、浜川などを地域のシンボルとして、個性ある親水空間の創出に努めるとしております。また、鹿島市都市計画マスタープランでは、「浜川河川改修事業については周辺環境との調和を図り整備する」と表現するとともに、「石木津川、浜川の水辺空間は市街地の貴重な緑地としてとらえ、保全整備を行い、市民の憩いの場として活用を図る」といたしているところでございますし、また、先ほど議員の方から御紹介がありました河川協議会などでの地元の皆様の浜川に対する思いなどを勘案いたしますと、御紹介いただきました事業は、検討、研究の必要のある事業だとは考えるところではございますが、しかし、これらの事業を導入するに当たりましては、その前の段階で浜川の河川改修に当たり、具体的にどのような内容の水辺景観の保全や施設の整備を行うのか、また、公園などの施設整備が本当に必要なかどうか、そしてまた、ふるさとの川整備事業などに取り組みなければ望まれるような保全や施設整備ができないかなどの議論や

研究が必要であると考えます。

そしてまた、仮にそれらの事業を導入して、施設整備などを行いたいと考えましても、現在本格的に取り組む段階にあります大きな財政負担を伴います浜宿の伝統的建造物群の保存事業や街並み環境整備事業に、さらに加えて相当の財政負担が伴うと思います、このふるさとの川整備事業などの新規事業に、伝建の保存事業などと時を同じくしたような形で取り組めるほどの財政的余裕があるのかも大きな課題となってくるものと考えますので、これらのことから、御質問の浜川へのふるさとの川整備事業などの導入につきましては、財政状況を見きわめるとともに、水辺景観の保全や施設整備などの具体的内容とその必要性、費用対効果と環境景観保全の兼ね合いの問題などの多くの課題を慎重に研究、検討させていただき、結論を出させていただきたいと考えているところでございます。

次に、街路灯の設置についての御質問にお答えいたします。

街路灯の設置につきましては、本年の3月議会での御質問にお答えいたしましたように、国の通達で一定の基準が示されておりますので、鹿島市では、それに沿って信号機の設置された交差点や橋梁などに設置いたしているところでございます。また、防犯灯につきましても、設置基準に基づき設置の補助を行っている、御承知のとおりやっているところでございます。

しかし、議員御質問は、それでは十分とは言えないと、街路灯の設置に関しての調査を行い、現在の防犯灯、街路灯の設置基準から脱却して設置する考えはないかということでの御質問かと思えます。

確かに、通学路や集落と集落を結ぶ幹線道路の暗い箇所には街路灯などの設置の必要があるのではないかという御意見をお聞きいたしますので、街路灯を設置し、歩行者の安全や防犯面の強化を図ることを検討する必要性はあると感じているところでございます。しかし、設置費用、その後の維持管理費の問題がございまして、ほかの事業との優先性の問題などの議論も必要でありますので、また、そのほか、どこにどれだけの照明が必要であるか判断も非常に難しい面もございまして、十分な調査が必要であると考えております。それらのことから、直ちに対応できる状況ではございませんので、街路灯の設置につきましては、これからの課題とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

7番議員の3世代同居の支援策ということで、住宅の立場としてお答えを申し上げたいと思います。

まず、持ち家率でございますけど、鹿島市には世帯数が9,806ございます。その中で持ち

家の世帯が 7,549、持ち家率が 76.98%となるわけでございます。

それから、またこの3世代の支援策につきましては、県内7市の状況を見てまいりますと、現在のところは取り組みがなされていないというように認識をいたしております。

それから、私たちが小さいころでございますが、議員さんは御幼少のころでございますが、1戸の住宅に多世代が同居をしております、食事も大家族でにぎやかにいたしておりました。おかずの取り合いとか、兄弟げんかとか、そういうものも行っておりましたし、いい悪いは別にいたしましても、じいちゃん子とか、それからばあちゃん子といったようなこともございました。それから、幼稚園の送り迎え等につきましては、祖父母の役割というようなことがあったのではなかったかなと、そういうふうに思っております。

特に、今地域社会への意識の希薄化ということが言われておりますので、その基本となるのは、一つは家族構成があるのではなかろうかと、そういうふうに思います。

そういうことで、じいちゃんとか、ばあちゃんとか、高齢者の方から伝統的な遊びとかお話、そういうことを聞くことによりまして、子供の感性を養うことができるのではなかろうかと、そういうふうに思います。

特に、今は深刻化ということが予想をされております高齢化社会、それから少子化、こういうものは、育児と仕事の両立をする女性が多くなってきていること、それから核家族化があるというようなことが原因であると、そういうふうに思います。子供を産みながら育てることの不安とか孤独感ということも出てまいると思いますので、特にもう一度親と子と孫、このあり方を考える必要があるのではなかろうかと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

2回目の御質問にお答えいたしたいと思っております。

議員は、東京の北区のことを例にとりまして申されましたので、私の方で北区の資料を取り寄せたところでございますが、東京の北区は3世代世帯住宅建設助成ということをやっているようでございます。いろいろな条件があるにしましても、1戸当たり500千円ということで助成いたしているようでございます。

議員御質問の、これが医療費の抑制に効果があるのではないかということでございますが、まず、北区の方の考え、この3世代住宅の助成についての考え方を、目的についてをお尋ねしたところでございますが、少子・高齢化等の対策とバリアフリーの対策に考えての助成ということでございます。

いずれにしましても、3世帯ということで、お年寄りが孫と同居して生活するということは、心の安らぎ等に関係がいたしまして、これが老人医療費の抑制に効果があるということ

であれば、今後参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

少子化対策関係でお答えを申し上げたいと思いますが、先ほど住宅の関係などについてはお答えがあったところですが、私の方からは、核家族化によって少子化を促進しているんじゃないかという、そういう御指摘もありましたが、確かにそういう結果が出ていることは事実でございます。

核家族というのはどういうのかということでもちょっと調べてみたんですが、夫婦だけの世帯、あるいは夫婦とその子供が未婚である場合、こういうのが核家族と言うそうでございますが、現に私どもとしては、その核家族の調査というのはいたしておりません。先ほど数字は言われましたが、そういうことではないかと思えます。

それで、3世代が同居するしないにかかわらず、やはり親の子育て支援があれば、子供が多いということは先ほども申し上げましたが、今後、行動計画を立てる上での柱といたしましょうか、これを四つほど申し上げておきますが、第1点が地域における子育ての支援、それから母子並びに乳幼児の健康の確保・増進、それから子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、それから子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保というふうなことでありますが、特に、3世代が同居することによって少子化対策の一端を担われるというふうなことになるとすれば、やはり3世代が良好な環境で居住できる、そういう住宅を確保するというのももちろん必要でありますので、今後の行動計画の中で具体化していく、そういうことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、大きな3番、犯罪の低年齢化にいかに対処するかということで、青少年育成団体のネットワーク化ということについてお答えいたします。

連携ネットワークの重要性については、まさにおっしゃるとおりであると思えます。次代を担う青少年が心身ともに健やかに育ってくれることは、私たちの願いであります。

そこで、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成を図るには、学校、家庭、地域それぞれの教育力向上だけでは不十分であり、この三者が一体となったネットワーク化された対応というのが求められると思えます。

ここで、青少年を対象にしました鹿島市の取り組み体制、組織について申し上げます。

2日目の徳村議員の一般質問に対して北村教育次長がお答えしましたが、まず、鹿島市青少年問題協議会というのがあります。これは、地方青少年問題協議会法という法律に基づき設置をされております。この内容は、総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する。あるいは、関係行政機関相互の連絡調整を図る。それから、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。そういったものであります。

鹿島市の青少年問題協議会は、行政、議会、学識経験者など、幅広い分野から成る委員で構成されておりまして、7月の協議会であいさつ運動の方針を打ち出したところでありまして、

次に、青少年の健全育成、あわせて非行防止のため、鹿島市青少年センターというのが設置をされております。これは生涯学習課の職員が兼務をしております。業務としまして、青少年健全育成のための組織の確立、そして関係機関、団体等との連絡調整などがあります。

それから、市民団体を取りまとめたものとして鹿島市青少年育成市民会議というのがありまして、市内のさまざまな青少年育成団体、青少年育成指導員、アドバイザーなどから構成をされております。

これまで部落単位、地区単位、市全体と、それぞれの範囲でいろいろな団体がかかわり合いつながりながら、つまり、ネットワークを持ちながらさまざまな取り組みがなされておりますが、今後も青少年の健全育成のため、今以上のネットワーク化の充実というものを図っていきたいと考えております。

二つ目が、地域のおじさん、おばさん制度についてという御質問だったと思っておりますけれども、この地域のおじさん、おばさん運動というのは、県の青少年育成県民会議というのがありますが、ここで提唱をされ、発足した運動であります。

活動内容について説明させていただきますと、地域のおじさん、おばさんの会員になっていただいた方が自発的に子供たちに声をかけることで、その子供たちとの心の交流というのを図り、事故や犯罪を未然に防ぐということを目的にしております。

その活動といいますのは、日常的に無理のない程度、自分の活動経験や専門、特技などに応じて、できることから実践していくこととされております。例えば、朝ジョギングしているときに子供たちに会ったときに「おはよう」と声をかけるとか、そういった無理のないところでということになっております。

会員数につきましては、県内では全体で3,000名を超えておりますけれども、鹿島市は今のところ20名前後と会員が少ない状況であります。

活動を通しての問題点とか意見、情報交換の機会がないという声がありまして、昨年7月、あるいは8月にかけて、県内の4地区で報告会とか意見交換会がありました。ことしについても、日程はまだ未定ですけれども、去年と同じような会合が予定をされております。

今後の進め方ですけれども、先日、市の青少年問題協議会において、鹿島市挙げてのあいさつ運動というのが提唱されまして、そのあいさつの重要性が再認識されたところでありま

す。鹿島市の今後の進め方としまして、まず、地域のおじさん、おばさんの会員数の拡大を図りたいと考えております。地域の子供たちに、大人の皆さんがいろんな関心を持っていただくことで、子供たちがより安全に、健全に育ってくれるのではないかと期待をしております。これにつきましては、回覧で会員の募集を呼びかけたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、3回目の質問をさせていただきますが、先ほど持ち家比率ということで質問をいたしました。鹿島市の場合 76.98%ということで、非常に高い持ち家比率であります、これは、現在の鹿島市の場合、人口はふえておりませんが、世帯数は増加をしているという、そのようなことで、全国平均が 59.65%、佐賀県が 69.89%でございますので、非常に高い比率です。

先ほど言いました「ピンピンコロリ」の長野県は、持ち家比率が高いということでございますけれども、いただいたデータでは71.5%ということでございますから、鹿島市の方が、この比率で言えば高いわけですね。ところが、その中にはやっぱり核家族が圧倒的に多いというようなことではないかと思えます。

それで、市長の方に総合的に御答弁をいただきたいと思えますけれども、3点に絞ってお尋ねをいたしますが、まず一つは、いわゆる3世代同居の問題でございますけれども、このことは少子・高齢化、今まで少子化、高齢化を切り離れた形で議論をされてきておりましたが、平成14年度の厚生労働白書では3世代同居という問題が持ち上がってまいりました。具体的に補助金を出すとかいうことじゃなくて、やはり3世代同居を進める手だてを行政としても今後進めるべきではないかというふうに思います。

実際、私の周りを見ておられます、親と同居されている家庭は、子供さんは4人、5人いらっしゃる場所がございますので、どうしても核家族化で自分たちだけ生活しておりますと、1人もしくは2人が限界じゃないかと思えますので、これは先の長い運動になると思えますけれども、ぜひそういう施策を講じていただきたいと思えます。

それからもう一つ、街路灯の設置、これは一つは通学道路の整備、防犯的な面もあるわけですが、これも高齢化と大きなつながりが出てくるわけです。と申しますのは、有酸素運動が非常にいいというような、生活習慣病の症状の悪化を防ぐということで、ウォーキングやジョギング等は効果があると御紹介をいただいたわけですが、夕暮れ時、あるいは早朝に、バイパス沿線なんかを歩かれている方は非常に多いです。しかし、やはりそれも皆さん方言われる声は暗いということを言われますので、一つは、その有酸素運動を推進する意味からも、それから防犯面からも街路灯の設置に関しては、これはもう最小限の街路

灯で結構ですので、先ほど財政面のことを言われると、非常に次の質問がしづらくなるわけですが、優先順位を検討していただいて、これも前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと最後に、肥前浜宿の体制づくりに関してお尋ねをいたしましたけれども、どの時期でそういう体制をとった方がいいのかというような、原課と相談をしながらという課長の答弁がありましたけれども、やはり、こういう大きな事業を成功させるためには、意思の疎通、コミュニケーションが非常に大切でございますので、このことに関しても前向きに検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

三つ、私から直接答弁せろということですが、この3世代同居の問題、確かにこの3世代同居というのは、少子化の要因の大きな一つであるというふうなこともありましょし、また、青少年が成長をしていく上でも大きな要素であると思っておりますし、また、子供や孫たちと一緒に同じ家の中で生活ができるということは、老人にとっても大きな生きがいでもありますし、また、その生きがいによって精神的に充足をされて健康になると、こういうことは、確かに総論的に言えるというふうに思っておりますし、私も全く同感でございます。

それで、これに対する手だてをとということですが、もちろん言われますように、直接補助をしてどうのこうのというより、もう少し政策的な意味合いを強くしたものというふうにとらえますが、実は、全く同じ考えで、私はかなり前に福祉教室を打ち出しをしました。これは全国で初めてと言われておりますが、全く同じ意味合いであります。ただ、だれしもこの3世代同居というわけにはいきませんので、そうでない人たちは、少なくとも擬似的に体験してもらったらという意味で、福祉教育というものも打ち出したものでございまして、こういうものを通じて、あるいはまた別にクリエイティブな政策というものを考えてやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから、街路灯の件であります。先ほど課長の方から、これについてはこれからの課題として受けとめさせていただきますという答弁をいたしました。私も基本的には一緒でございますが、やはり今までのペースを少しでも上回ることはできないか、これについては早速議論をしてみたいというふうに思います。

それから、肥前浜宿のことですが、これは非常に大きな事業でありますし、鹿島市全体の今からの取り組みとしても、プライオリティーというのは最上位にあるというふうに思っております。

先ほどいみじくも、企画課長が申しあげましたように、生涯学習課の方と都市建設課の方との少し事業の進捗の度合いとか、あるいは主と従という関係、これは多くは申しませんが、こういうとらえ方について、若干やっぱりうまく折り合っていなかったという部分がありますので、やはり市の政策としては、統制のとれた、あるいは整合性のとれたものを地元に掲示をしながらやっていかないと、地元の人が混乱をすると、今回もそういうふうな状況がありましたので、私直接行って、統一的な見解というものを私の口から話をしたところでありますが、これをどういう形にしていくか、必要性はあります。ただ、室等までつくってやるのかどうかは別としまして、この大きな事業に対しては、そういうものをやっぱり検討する必要があるというふうに思っております。

それから、最後に、これは所感として申しあげますが、この少子化の問題で、どっかの場で言ったかと思いますが、少子化に対する対策としてエンゼルプランを鹿島市も作成をしておりますが、二、三カ月前のある月刊誌に、自民党代議士の古賀誠代議士と田原総一郎さんの対談が載っております、その中で、少子化の問題が話題として上っております。その中で、古賀誠代議士がこういうことを言っておられるんですね。「実は、専業主婦より働いている主婦の方が出生率は高いんだ」と。

我々は、今までは働いている女性は子育ての時間が少ないので出生率は低いと。つまり、共働きが少子化の大きな要因となっていると、こういう固定概念を我々は全体的に持っていたわけですね。県もそうですし、鹿島市もそうですが、今までの固定概念を基本にしてエンゼルプランというのは確立をされております。専業主婦より働いている主婦の方が実は出生率が高いと。わずかですが、担当の方に命じて、その調査をいたしましても、やっぱりそういうデータが出ております。これは我々が今まで思っていたものと全く逆のことでありまして、これはどうとらえるべきかと。随分私も、ここ二、三カ月思いをめぐらしております。

現在のところ、こういうふうにとらえたらどうかというふうなことを考えているわけですが、ちょっと紹介してみますが、どうも、もう以前とは違って、今の女性の意識、あるいは社会の中での女性の位置が大きく変化をしつつあるのではないかと思います。今までは、子供を産んで育てるために費用がかかるので仕方なく働いているんだというとらえ方が主流であったわけですね。それも実態とは若干違うということになりますと、もちろん子供を産み育てるために仕方なく働いているという人も、あるいはそういう意識も若干あることにはあるでしょうが、もっと今の女性は、特に若い女性は、自立的な社会参加意識というものを持ってきているのではないと。さらに、自立的に働く意欲のある女性、あるいは社会参加意欲のある女性は、子供を産んで育てるバイタリティーも同時に備わっているのではないかと、こういうふうにとらえるのが、さっき紹介しましたデータを分析するのに、そうとらえざるを得ないんじゃないか、あるいはとらえた方がいいんじゃないかというふうに思っております。

これが最終的にどうであるかは、今後、私自身ももう少し検討を加える必要がありますし、うちの担当の方でももっと議論をしなければいけないところではありますが、こうなりますと、私はよく申しますが、人々の考えが変わっていけば、政策も変わっていくべきだというふうなことを職員にいつも申しておりますが、先ほど福祉の方から答弁をいたしました。16年度に策定をしなければいけないようになっております。少子化に対する行動計画、こういうものにも、こういう基本概念の変化、あるいは実態の変化というものをやっぱりちゃんと踏まえて、我々は議論を進めていって結論を出していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

次に、15番中村清君。

○15番（中村 清君）

15番中村です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

先ほど中村議員からも言われましたけど、9月14日、伝承芸能祭、祐徳神社の境内で行われました。非常に素晴らしい伝承芸能であったなど、つくづく感心いたしました。特に、夜のあの竹の中のろうそくと申しますか、幽玄の世界。それと同時に、あの山鹿灯籠踊りですかね、本当に人々の心をいやしてくれたなという感じがいたしました。関係者の皆さん方には、実行委員の皆さん、そしてまた、市執行部の皆さん方、そして参加された市民の皆さん方に心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、私は、環境問題とふるさとづくりという視点から質問をしたいと思います。

まず、1点目の環境問題についてということでございます。

去る6月25日から3日間、九州のハウステンボスで「九州発見塾」というのが行われました。佐賀新聞社など、九州7新聞社の主催です。私は、これに参加をいたしました。ことしのテーマとしては、「グリーンコミュニティ九州への挑戦～環境未来社会を創造する活気ある地域ネットワーク」をテーマ、要するに環境問題のことについてどう取り組むべきかということで塾がありましたので、ぜひ参加したいと言って参加してまいりました。その中の講師が、何人かいらっしゃいましたけど、特に私は、以前から注目をしておりましたC・W・ニコルさん、この方イギリス生まれです。ちょっと参考のために読ませていただきますけど。

「私が生まれ育ったイギリス・南ウエールズ地方は、98%が森だったが、支配者が侵入してくると森は減少した。国を強くするためには木を切って軍艦をつくったり、自然を犠牲にするのが西洋の哲学だ。17歳で世界探検を求めてふるさとを出るころには、炭鉱もつぶれ、失業者があふれた。ぼた山だらけの荒廃した地域になり、森は全体の6%しか残っていなかった。40年前、初めて日本に来たとき、日本の70%が森林で、ブナの原生林を一日じゅう

歩き回ったときは、こんなに美しい国はないと感激した。しかし、その世界一美しい森の国も、私が長野県黒姫に移り住んだ1980年代から、樹齢を重ねた森の木々が次々に切り倒され、川はコンクリートで固められ、私は日本の行く末に絶望したものだ。そのころ、ふるさとの南ウエールズにアフアン・アルゴード森林公園がつくられていることを知った。ぼた山が崩れて死んだ事故を契機に、人々が自分の庭から土をバケツで運び木を植えたことに始まり、もう30年も続いて、立派な自然公園になっている。森には散策コースをつくり、成人病もめっきり減り、森の回復だけでなく、南ウエールズの経済も回復した。そのアフアンの森——アフアンというのは風が通るところという意味だそうです——アフアンの森を長野県にもつくろうと、私たちはこの18年間、黒姫の土地を少しずつ買い広げながら、自然の森をつくっている。ウエールズの森林公園とは、姉妹森林を結び、情報交換、人材交流をしている」——いろいろその後書かれてありますけど、「カナダでは、材木を切るごとに税金を取り、その税金を川の復活に使っている。日本も南ウエールズが生き返ったように、みんなで昔の自然を取り戻そうではないか」と、こういう趣旨の講演会でございました。

私も、小さいころ、子供のときは、まず朝起きて、裏の川に行って顔を洗い、そして真っ先にその川の水をがぶがぶ飲んでおりました。そのくらいきれいな環境でありました。

特に、長野県に行ったときも、本当に、生涯この長野県に住みたいなというぐらい感激したことを今でも覚えております。

そういう視点に立ちながら、私はこの環境問題について今回質問をしたいと思っております。

1点目は、やはり今回、8月22日の新聞報道でなされた虚偽報告であります。そのいきさつについて、全協の場で説明がなされました。1人の職員が5年前、この窒素の基準、5ミリグラム／リットル以下に抑えなさいと指示をされ、検査官は平成11年から約5年間、その数値をごまかして報告されたということが、我々議員に報告をなされました。しかし、このことは、一職員と検査官だけしか知らなかったのか、上司たる場長さん、また、ほかの職員は全然知らなかったのか、まず1点目をお伺いしたいと思います。

そして2点目、検査した数値のごまかしは、このほかの数値のごまかしはなかったのか。基準以内であっても、その数値のごまかしはほかになかったのかどうか。

そして3点目、検査会社はどこなのか、明らかにしていただきたいと思っております。

次に、施設の概要についてちょっとお尋ねしたいと思います。

施設の概要という中で、これは先日の谷口議員の質問の中でも1,590,000千円の事業費を使ってつくられたということでございますが、これは、1日110キロリットルですね。そういう中で、もし110キロ以内の場合は、今度問題のあった10ミリグラムですね。そういう性能があるんだというふうな話でございました。

しかし、今回我々に示されたこの数値を見てみますと、1日110キロ以下でも、ほとんど

10ミリ以上です。6月完成して7月から稼働ですかね、そういうことですが、最初の我々に示された数値を見ましても、7月7日90キロリットル、それでも139と。この10以下になったことはほとんどありません。そういうことで、このほかの数値もやっぱり明らかにしていただきたいと。この窒素量だけでなく、ほかの数値もぜひ教えていただきたいということを最初にお願いをしたいと思います。

次、その問題で2点目ですけど、私は、この問題が表面化してから、実はほかの数値に対してもやっぱりもう一回検証せないかなという立場に立って考えているわけでございます。

今日まで、鹿島市内の水、いろんなところを調べておられると思います。年に何カ所ぐらい河川の検査をされているのか。鹿島市には、いろんな工場排水とか産廃業者の排水とか、そして家庭排水、いろんな排水がございます。その数値、何カ所ぐらい調べられておられるのか。そして、今までその検査結果が基準に対してオーバーする数値はなかったのかどうかも重ねてお願いをしたいと思います。

そして、次が中木庭ダム、この件についてお尋ねをしたいと思います。

私は、この中木庭ダムについては、議員になった当初から、環境問題については十分注意をして取り組んでいただきたいという姿勢で臨んでまいりました。委員会の場でも何回となく、環境にしっかり配慮してくださいということでお願いをしてまいりました。そして、このすばらしい中木庭ダム周辺整備計画、相当議論され、つくられました。この計画どおりいけばすばらしいなど、実は感心をしているところでございます。しかしながら、今回、つけかえ道路として444号線できております。その本城部落の左側路線をちょっと見てみてください。あのがけを壊したところは、みんなコンクリートで固められております。山手の方までしっかりコンクリートで固めております。こういう工法というのは、恐らくずっと以前の話だと思います。今は環境に整備するところは緑に覆われて、ちゃんとコンクリートはわからないようにしたり、いろんな自然石でがけをつくったり、考慮をされていると私は思っております。せっかくこの中木庭ダム周辺整備ということでみんな議論をされたのに、実際の現場はコンクリートで固められておるということに、私自身本当に衝撃を感じました。その点、県とか国に対してどういうふうな対応をされたのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

例えば、先ほど申しましたこの周辺整備の計画書の中では、橋の橋脚、こんなしてありますけど、橋脚のコンクリートの部分を隠すために樹木を植えると、そういう計画すら立てております。しかしながら、あのセメントコンクリートを見たら、私は愕然として仕方ありませんでした。その点についてお尋ねをしたいと思います。

そして、実際ダムができれば、当然ほかのことも考えられるわけですが、実は今、川辺川ダム、非常にいろんな議論をなされております。そういう中で、ああ、これは鹿島市も該当はしないかなということで何点かお尋ねをしたいと思います。

土砂がたまることで、ダム湖の水が濁ると思います。その濁るときの対策はどういうふう
に考えておられるのかがまず一つ。

それから、ダム湖の湖底にたまった泥のヘドロ化に対する対策はどのように考えておられ
るのか。

そして、この川の下流域には、皆さん御存じのように有明海がございます。干潟や海への
影響は本当はないのかどうか。

また次、海への影響と水質ばかり言われるけど、泥の変化についてはどのような調査をし
ておられるのか、わかればお答え願いたいと思います。

次に、ふるさとづくりという視点についてお尋ねをしたいと思います。

これは、6月の議会でも谷口議員の方から、今の状況をどう思うか、市の勢いをどうする
かということで、ほかの議員もいろんな質問をなされております。今度の議会でも、伊東議
員が多分そういう立場で質問をなされました。

今、鹿島市の現状はどうでしょうか。建設会社は公共工事が随分と減っております。企業
の売り上げも大変減少しております。また、農業の売上状況は、全盛期は80億円、現在64億
円ですか、大いなる田舎づくりと言われながらも、目標を掲げられながらも、現実は大変に
厳しい、そういう状況。また、商業者においては、小売店はだんだんだんだん少なくなって、
廃業とかなんとかつぶれたりいたしております。そういうやさきの今回の佐賀商工の問題、
これまた追い打ちをかけたようでございます。また、漁業者も近年不漁、そして官庁関係は、
徳村議員の方からもありましたけど、だんだんだんだん鹿島は廃止されていく、統廃合され
ていく。そして、西銀も鹿島の支店は廃合と。こういう状況を見たときに、果たして鹿島の
将来はどうなるのか、不安を抱かない人はいないと思います。鹿島市のこの閉塞感の状況を
どうやって打破するのか、今早急に手を打っていかねばならない点、私はあろうかと思
いますけど、市執行部として、この点どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思
います。

そして次に、私自身、これは6月の議会で、議案審議の場で、この場で質問いたしました。
商店街の中のTMO構想で現在つくっておられます、あの商店街の件です。

私は、桑原市長になってから、ああ、やっと鹿島らしさ、城下町、これを念頭に置いた事
業をされているなど、正直言ってうれしく思っておりました。ところが、市の部分は、皆さ
ん御存じのように、できていないと、和風づくりはしていないということを私は質問いたし
ました。しかし、それは個人の自由だから、強制することはできないんだというふうな立場
で話をされましたけど、私は、あの通りというのはさくら通りから大手門へ通って、そした
ら赤門、城下町鹿島を十分うかがわせるすばらしい一等地であると考えております。そうい
う中でなぜお願いできなかったのか。今後の城下町鹿島というまちづくりの思いをそがれた
ような感じがしてなりません。私はもっと努力をすべきでなかったかなというふうな感じを

持っておりますけど、その点どう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次、3点目ですけど、地域づくりの点で、先ほど雄一郎議員の方から浜の酒蔵通りのことについて、いろいろ提案がありました。私は、この件について、鹿島の議員の中で真っ先に一般質問をこの場でしたことを覚えております。

そういう中で、浜の泰智寺、屋根がえが行われました。私はでき直った後、見たわけですけど、本当にショックでした。何とかして残せなかったのかという思いがしておりました。

当時、ちょうど迎教育長とかいろんな方々と話をしておりましたけど、市当局から願いはしたけど、なかなかできなかつたんだというふうに解釈をしておりました。ところが、今回、お寺の住職さんとお話をして、ちょっとおかしいなと、取り組み方がこれではどうだったのかなという思いを抱いたので、報告いたします。

こうして住職さんから、はっきりとワープロに打って読み上げていいからということでの解をもらっております。

平成8年9月20日、鹿島市教育長迎昭典氏ほか県庁職員——多分文化課の方だと思います。市役所担当者、職員等による当寺への訪問が行われた。用件は、当寺本堂の改築計画について、文化財保護の立場から現状をとどめるようにという強い要請であった。そのとき提示された資料がいろいろあるということでございます。市の職員から、伝統的保存のことについて、こういうふうなんですよ、こういうふうなんですよということで説明を受けたということでございます。翌々日に檀信徒総会を控え、その提案内容も——提案内容と申しますか、屋根がえするということです。その煮詰まっていた時期でもあったが、上の先ほどの要請を受け、会議にかけることを約束して帰っていただいた——これが9月20日です。9月22日午後3時より総会の予定であったが、これに先立って建設委員会を開き、上記要請を伝えるとともに、資料に市役所からの——こういう話ということですね、伝統的建造物がどうなるか、こういう資料が市役所職員より説明されたと。そのことを建設委員会の皆さんにもお話をしたと。一応この話は聞いて、総会においては寺側の提案内容が満場一致で承認されたということですけど、一応聞く分は聞いて、そして屋根がえはお寺側としてはするように決定しているから、その方向でいこうと。この間、1回来られて、その後実は3年間何にも市の方からこのことについてお願いに来られなかったということをお伺いしてまいりました。

私は、あの伝統的建造物の浜地区において、あの泰智寺というのはすばらしい文化財だなということを感じていたわけですが、もっと熱意ある行動をしていただいていたら、もしかしたら残ったかもしれないなど、非常に残念でなりません。この点、迎教育長は、例えば、桑原市長に対して意見具申をされ、そして県への文化財保存ということでお願いされたのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き一般質問を続けます。

15番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。答弁の際には、少し高い声でお願いいたします。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

15番議員の1回目の環境問題についての御質問、4点あったと思いますが、お答えしたいと思います。

まず、第1点目の鹿島・藤津地区衛生施設組合の改ざんを知っていた者についての御質問でございますが、この件につきましては、1市3町の担当課長と事情を聞いております。そのとき、局長、それから係長、それから直接の水質検査担当者に聞いておまして、局長は知らなかったということでございます。

それから、2点目のほかの改ざんはなかったのかという御質問だったと思いますが、窒素以外に燐とSS、これがあっておりますけれども、いずれも基準値以内、法律の基準値以内でございます。

それから、3点目の検査会社ということでございますが、水質検査につきましては、廃棄物処理法に基づく検査項目、これ6項目でございます。これはpH、それからBOD、COD、SS、大腸菌群数、塩素イオン濃度の6項目でございます。それと、水質汚濁防止法による検査項目、全窒素、全燐、これ両方とも毎月1回測定をいたしております。平成15年度より新栄地研というところに8項目を委託いたしております。

それから、4点目の河川での検査箇所という御質問でございました。河川につきましては、市内6河川、場所は10地点でございます。年に3回実施をいたしております。オーバー数値はなかったかということでございますが、6項目を検査いたしております。その中で、これは鹿島川でございますが、SS、浮遊物質量が若干オーバーした回数が2回ほどあります。これにつきましては、干潮域であるというようなことで、腐泥の影響を受けやすいということでSSが高くなる傾向にあるというようなことでございます。ほかはオーバー数値はございません。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは2点目の中木庭ダムに関連する質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、国道 444号線のいわゆるがけのところでは現在工事が進められておりますけれども、そこではコンクリートがむき出しになっていると、県等にどのような対応をしたのかという御質問だと思っておりますが、まず、公共工事の一般的な考え方について申し上げますと、3点があると思っております。まず1点目が、構造物の工法を選定する場合は安全性、あるいは経済性、快適性などを考慮し、総合的に判断をいたします。2点目が、特に道路事業の場合は通行車両の安全に重点を置いた工法を検討します。3点目が、景観に配慮する場合でも安全性を確保することが前提条件となります。その上で、地域の歴史、文化、自然、さらに生態系に配慮することが必要であると判断されたときに、一般的な工法と経済面からの比較検討を行いまして、例えば、単独費等をつぎ込んで施工する方法がとられる、この3点でございます。

それからもう一つ、ダム工事については本体工事とは別にグレードアップ事業というのがありましたけれども、今日では以前のように施設の質を上げることは、どの事業においても認められておらず、どうしても実施したい場合は県とか市の単独費をつぎ込むということになります。今日では県としても本来の目的、いわゆる治水、利水以外についての工事は認められていないというのが現状でございます。

このような考え方を基本に現在進めております中木庭ダム事業の場合は、まず国道 444号線やつけかえ市道工事は、山を削った斜面からの落石防止を第一に考慮されております。それから2点目が、国道 444号線の線形を20メートルほど湖面側に変更したことで、山を削る面積を大幅に減らす努力はされております。3点目が、緑化対策としてフリーフレーム工法を採用し、掘削面を緑化できるように工夫がされております。

このような中で、申し出の環境に配慮した取り組みでございますけれども、現在工事を行っている国道の掘削につきましては、土の種類が岩盤でありまして、一般的にはモルタルを全面に吹きつける工法が採用されますが、景観に配慮したフリーフレーム工法を採用しています。これは掘削した表面の風化防止のために、モルタルで枠をつくりまして、岩盤の崩落を防止するもので、そしてその枠の中に種をまいて緑化を図ろうというものでございます。実際、反対側のつけかえ市道の方もこの工法を採用しておりますが、今ではコンクリートの枠は木々で覆われて見えなくなっておりますので、国道側もいずれはそういう状況になるのではないかなと思っております。県の方も自然環境を極力残し、掘削したところにつきましては、できる限り緑化対策を講じてもらっておりまして、環境保全については認識をいただいているというふうに理解をしております。

それから、第2点目の土砂が埋まることでの濁りに対する対応策はということでございますが、現在工事に際しては、やはりそういった工事に対しての濁りが出てきますので、当然その措置というものは万全を期しておるところでございますが、ダム完成後はいわゆるそういった土砂が直接流れないように、堆砂容量約50万立方メートルを確保して、そのように直

接流れないような措置をとっているところでございます。

それから、ヘドロ化対策でございますが、この議会でも、例えば、噴水等が設置できないかというような要望、そしてまた、先般のダム特別対策委員会の勉強会の中でも、ダム事務所に行きまして、その中でも議員さんの中からそういった要望も出されたところでございます。これにつきましては、現在県の方でも随時どのような対応が一番よろしいか、現在検討していただいているところでございます。

それから、河川流域で干潟とか海への影響はないのかということでございますが、これにつきましても、市と漁協では何回となく協議を重ねてきたところでございまして、平成14年の2月6日付で約7項目にわたっての要望を県の方に出しているところでございます。これにつきましても、現在県の方でも検討をしていただいているところでございます。

それから、調査はどのようにしているのかということでございますが、これにつきましては、例えば、流水調査を行っておりまして、ダム地点、あるいは厳橋地点で、そこが利水基準点と言うそうですが、それぞれにおいて0.164立方メートル毎秒、厳橋の付近では0.200立方メートル毎秒を確保するというふうなことで、そういった調査等もなされているようでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方から、15番議員の市道逆川線改修に伴います家屋の建てかえについての御質問にお答えいたします。

6月の議案審議でもお答えいたしましたように、まちづくりの基本は地元の皆様の自主的判断で行われるものでありまして、それを尊重することが重要であると考えます。行政は基本的にはそれを手助け、支援する役だと考えております。そういうところで、スカイロードやさくら通りにおかれましても、自主的に統一的なまちづくりに向けて努力をされているところと思います。

お尋ねの建物につきましては、その建築協定の指定区域外でございますが、建築協定を結ばれるに当たっての協議の場におきましては、直接的ではございませんが、協力のお願いは行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、泰智寺のヨシぶき屋根をかわら屋根にふきかえたことについてお答えいた

します。

当時の佐賀新聞に載っておりましたけれども、住職さんは「新しい時代を生きていくためには必要な処置で、保存の声は聞いているが、現実問題として維持するのは困難。新たに生まれ変わる寺を温かい目で見守ってほしい」とおっしゃっています。

理由としまして、材料のヨシの調達、それからふきかえ職人の絶対数の不足、また鳥の害、カラスが多分ついでにむことだと思いますけれども、カラスに代表される鳥の害に悩まされているということです。そのほかには、ヨシのくずが床に落ちるので掃除をしょっちゅうせんといかんとか、またかわらにふきかえる前提で積み立てがなされております。そして、檀家の方では寺そのものの保存を考えた場合は、かわらぶきの方が将来的ではないか、また寺自体檀家の問題であって、総意でかわらに変えることが決まったことであり、市が入るのは越権的というとらえ方でもありました。

以上です。（「今の現状をどう見るか、経済問題」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

桑原市長、閉塞感に関する……。 （「今ですか、後でいいですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは伊東議員の御質問にもちゃんとお答えしましたので、ちょっと重複は避けるべきだと思って第1回目は申しませんでしたが、もう一遍重複して言います。

私のまちづくり、一口で言いますと、まず市街地は都市基盤整備をちゃんとやる。第2点目、そのほかは自然環境保全をちゃんと図っていく。3点目は、市全体を地方文化で彩っていく。そして、まちづくりに関しては市民が主体者となってまちづくりをやっていく。これが私の考えている鹿島市のまちづくりの原点でございます。

それに沿って言いますと、まず市街化は都市機能を充実させると。これは全体にも言えることですが、これはもう言えということですのであえて具体的に少し言いますと、今まで道路がおくれているということでありましたが、207号バイパスも12月18日ようやく開通式を迎えるようになりました。地権者を初め、いろんな人の御協力によるものでありまして、感謝を申し上げます。それから、国道444号についても、もうかなり整備が進みまして、平谷黒木トンネルも開通をいたしましたし、また蟻尾山公園も最終的な段階に入っております。それから北公園の整備もできました。今では北公園は県内随一の愛好家の利用率は高いというふうな施設になっております。それから、駅前の駐車場もつくりました。また、中央駐車場もつくりました。いずれも相当な利益を上げております。それだけ住民の必要性が高かったと、それにこたえたということができると思います。それから、西牟田地区の区画整理事業、我々は地元の提案で御神松ニュータウンというふうに呼んでおりますが、6.4ヘクター

ル、これを都市型の区画整理事業をやりまして、今はもう既に店舗と、ほぼ 100%張りつけがなされておるところであります。

それから、ふるさと農道の西牟田のところから五町田にかけての農道、そしてそれにかかる西牟田虹の大橋、こういうものも完成をしておりますし、また生涯学習センターエイブル、これも建設をいたしました。これはかねて市内にありました文化的な施設の建設ということの要望にこたえたものでありまして、御存じのように、この中の図書館は我々と同じくらいの人口規模の日本じゅうの市町村では人口 1 人当たりの貸し出し冊数が日本一という評価も受けておりまして、非常に喜んでいただいているところでもあります。

それから、浜地区に入りますと、新浜大橋ですね。それから、今現在現国道の橋も間もなく完成をいたします。多良岳地区広域農道も今着々と進んでおりますし、あと公共下水道事業、中木庭ダム事業、この10数年の間に非常に都市機能の充実という点では進んできたというふうに思います。

これは市民の方がCATVでごらんになっておりますのでもう少し言いますと、議員さんは従来、この整備事業で鹿島市は借金をし過ぎておるんじゃないかと、その裏ではあいもせろ、こいもせろというふうなことがあったわけではありますが、私は市長就任当時からハード事業というのは最終目的地到達地点ではないと、人々の利便性を高め、そして地域が活性化するように、そのための手段であるという位置づけでやっております。そのためには、鹿島市は道路、その他非常に建設がおくれていると、ほかの市並みぐらいにはまずこの部分をしなきゃいかんと、あとは人々の生活に直接かかわりのあるものを本来的にやるべきだと、こういうことを一貫して私は言ってまいりました。

その財政問題にちょっと触れますと、今現在、平成14年度末で鹿島市のいわゆる起債残高、借金は 127億円ございます。一方、鹿島市は特異な地形をしております、ポンプ場が必要であると。満潮時に雨が降った場合には、自然排水ができない、そのためにポンプ場を設置して強制排水をする必要があると。私、担当に命じまして、このポンプ場整備に今まで累計幾らかかったのかというふうな調査をさせました。実に 122億円かかっております。あと、まだ西牟田ポンプ場、それから中牟田ポンプ場の増設、それと今、乙丸ポンプ場の新築をやっておりますが、ほぼ鹿島市の借金というのは、このポンプ場整備の分です。ポンプ場の整備をせんでよかったら、逆に言いますと、今ぐらいの整備状況でも鹿島市は無借金でよかったと、こういうことになりましたが、これは鹿島市が抱えているもう遺伝的な地形上の欠陥でありまして、これは私の代だけではなく、先代、先々代通じて非常にポンプ場整備、つまりもっと言いますと、水害対策には御尽力していただいて今に至っている。ここ数年、幸い市街地は大きな冠水というものがなくて済んでおります。

こういうふうに、まず市街地は都市機能の充実を図ると、これはほぼ達成しつつあるんじゃないかなろうかと。もちろんまだまだ、これで 100%かと言われれば、とてもとてもそういう

レベルではございませんが、大まかなところは大体この10数年で仕上がりに近づいているんじゃないかというふうに思っております。

それから、2番目の自然環境の保全の問題であります。これについても海の森事業とか、あるいはシギ・チドリネットワークへの加盟とか、あるいは全国で初めての山の日の制定とか、いろんなものを通じて、施策を通じて、今住民運動とともに鹿島市は邁進しているところであります。いい運動展開になっているというふうに評価をしております。

それから、3番目の全体を地方文化で彩る。このことにつきましても、先ほど1回目の御質問でもございましたが、伝承芸能祭、これは鹿島市に今現在65の団体地区が伝承芸能を引き継いでおりまして、非常に伝承芸能が豊富なところでもあります。地方文化の最たるものがこの伝承芸能でございますが、この十二、三年間で鹿島市はこの伝承芸能を引き継いでいくためには、面が壊れたとか、あるいは笛が壊れた、あるいはもう衣装がぼろぼろになったと、こういうものに対する補助を大まかの計算ですが、80,000千円ほど市は補助をして、この伝承芸能を支えておりますし、またこの伝承芸能祭と、あるいはいろんなイベントに参加依頼がありますが、そういうものに対しても補助をしまして、こういう発表の場を、機会をつかっていく。やはり地道に練習する人たちにとっては、そういう発表の場、機会というのはやっぱり一つのやりがいに通じるということでもあります。

また、浜町の伝統的建造物群の保存、こういうものについても先ほどの中村雄一郎議員にお答えしましたように、今の鹿島市政のいろんな施策の中の優先順位でいきますと、トップレベルの幾つかの一つですよというぐらいに、今一生懸命やっております。このことにつきましても以前にも申し上げましたが、ちょっとさっき御質問なされましたが、何と云ってもやっぱり御本人を強制ということは、昔の世の中とは違います。もう本人が最終的に——説得はします、先ほど泰智寺の件につきましても、説得はしますが、最終的に自分たちが会議をして、そしてこうするんだと、こう決定しましたと言われれば、それを尊重しなければならない。これはもう今の世の中は政府、地方政府限らず、やっぱり強制、こういうものは絶対だめでありまして、このあたりは御理解を賜っておきたいというふうに思います。そして、こういう一つの形を住民全体が自分たちのまちのことは自分のこととして、一人一人がこういうまちづくりに参加をしていただく、こういうものについてもいろんな政策の面で御協力を賜っておると、こういうことでございます。

もう一つ、私の方からちょっと2回目ぐらいに御質問しようかと思っておりましたが、ちょっと待ってください。これは御質問じゃなくて確認です。第1回目の御質問の内容で泰智寺のことを申されましたが、一つは、当時中村清議員は議長さんやったわけですね。そうお考えなら、議長として執行部にそんなときアドバイスできなかったのかなというふうな感がいたします。それからもう一つは、そのお寺の御住職が、もっと熱心に何回もお願いに来とっぎ考えれば変えとっじゃいわかんやったとけというようなことを言われたんですか。どうも

そういうふう聞こえたんですが、そうじゃないんですか。そのあたりを確認させてください。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

泰智寺の件は、伝統的建造物なのか文化財の遺産として残されるのか、そういう疑問の点が住職としてあられたと。もしそういうことを詳しく、こうするんだという行政の方向性を示していただければ、残すに検討する余裕があったというふうなことを申されたわけでございます。先ほど私が言ったとおりです。

まず、最初の件ですけど、処理場の件、これは今まで窒素だけ虚偽報告された、しかし、これ燐もですか。そういうことでいいですね。燐も虚偽報告された、そういうふう聞いたんですけど、そうですか。（「SSも。SS、浮遊物」と呼ぶ者あり）ああ、それSS、浮遊物。（「正確にもう一遍読んでください、報告したのを」と呼ぶ者あり）

私たちはこう聞いて、基準値以内、基準値以外、みんなやっぱり数字そのものに実は真実だったのかどうなのかということです。これが虚偽報告があったということで、本当に市民の皆さんが不安を覚えられたということで、私はほかの箇所も教えていただきたいということでお尋ねいたしました。そういうことで、環境に対する問題というのは本当に今大変厳しくなっております。そういうことで、今後とも慎重に確実に誠意を持って報告をしていただきたいということをお願いしておきます。

それからもう一つは、実は古枝地区で区長会の皆さん方とお話し合いがあったときに、現在行われているテクノジャパン、この件について非常に不安を持っていらっしゃる。例えば、テクノジャパンというのは、今までは山浦地区ですかね、地権者だけ、それと川内地区、ああいう方たちには説明されたかしらんけど、その下流域にある久保山地区の皆さんにも不安を持っていらっしゃるわけです。夜中にトラックが通るとかなんとか、そういう声も聞かれます。ですから、今後そのテクノジャパンとの話し合いの場にも久保山地区の人も加えていただきたいということを申されましたけど、その点どうお考えでしょうか。そして、今までテクノジャパンの水質調査とかされたときに、今まで問題点は何もなかったのかどうか。そして、試掘調査をされたことがあるのかどうか、そういうこともお尋ねをしたいと思います。

次、ダムの問題です。

これは、川辺川ダム、現在反対運動が一生懸命盛り上がっております。どういうことかなと思って、私現地に行ってまいりました。役所も建て直って、学校も建て直って、ほとんど道路もできて、道路の跡に大きな移転をしております。住宅もかなり移転をしております。ここでストップされてどうなのかなという感じもいたしておりましたが、ただ、反対

される住民の方々の意見は、先ほど私が申しましたように、あとの土砂の件、例えば 100年で 2,700万トンという土砂がありはしないかと、こういう不安を持っていらっしゃいます。ダンプカーで 4,150万台分、100年でこれがたまと。例えば、これを鹿島市に当てはめて考えてみますと、鹿島市は 680万トンですね、あのダムが。そして、川辺川ダムというのは 1億 3,300万トン、約20倍です。仮に20分の1としても1日当たり約5台、10トントラック5台の分の土砂がたまりはしないか。

ちょうど昼休みですかね、橋川議員とも話しておりましたけど、氷川ダムというのが熊本県の山の方にあるんですけど、その氷川ダムでも材木とかなんとかいっぱいたまって、そしてアオコが発生していたと、そういうことを見て、これはやっぱり警戒しとかにやいかんなどというふうな話でありました。私自身、やっぱりそういう懸念をするわけです。つくってからは遅いというふうなことを考えるわけですから、ただいまのような質問をしたわけです。ですから、今後やっぱり県との協議、国との協議の場で、いろんな今ダム問題起こっておりますけど、しっかり後のことを考えてつくっていただきたい。

市長は先ほど申されましたとおり、環境問題については大変厳しいと、私はそれはもう同感です。まさにだから海の森事業にしろ、山の日にしろ、一緒に私も手伝いにくるわけです。それはもう市長と全く同感の気持ちでございます。ですから、そういう姿勢でダムにも取り組んでいただきたいということを重ねてお願いしているわけです。ひとつよろしく申し上げます。

次、ふるさとづくりという件で、先ほど鹿島の現状をどうなのかと、現在の閉塞感、本当に厳しいです。アルバイトもないと、仕事もないと。私の店でも今までずっと10年ほど、ここ10年ずっとやってきましたけど、就職できんやろうかと、飛び込みのお客さん、あんたがた就職なかねということで、うちでさえも来られます。本当に今の閉塞感、鹿島の閉塞感の状況が、こういうことは今までなかったばってんなという感じすらいたします。今まで市長がずっといろんな事業をされてきたことはわかります。ただ、今の現在の現実問題として、今後の見通し、そういうものを考えたときに本当に厳しいと。今までずっとやってこられました。ただ、それであっても今の鹿島市民の将来に対する展望が本当に閉塞感、どうしたら生き残っていけるのか、そういう不安を感じていらっしゃる、そのことについて何とかなくしていくのかという疑問点です。今までのことは、やってこられたことはそれなりに私も評価をいたしております。

ただ、まちづくりで私はずっと申し上げてきたことは、スカイロードのときも、それから陸上競技場のときも、城下町鹿島、そういう視線でもっともっと取り組んでいただきたいと何回も申してまいりました。もし、そういう大きなテーマを掲げていろんな事業をされるならば、もっともっといろんな観光客さえ来られるんじゃないか。というのは、今までずっと私、活性化したところ見てきましたね。何をテーマに掲げていらっしゃるか。小国町、木魂

館、悠木の里づくり、それから銀行、それからお役所、それからトイレ、体育館、みんな木で、小国の町は木が主体なんだと、木でつくっていこうと、そういうことに賛同されて、いろんな観光客が来ておられると。綾町もそうです。あの原生林をしっかりと残そうということで、町長が一生懸命頑張っただけの結果、綾町がまちづくりで横綱になったんです。それで、掛川市もそうです。あの城下町掛川をしっかりと残そうと、そういう方向でまちづくりをしようということでされた結果、賛同を得て本当にまちづくりの横綱になったんです。

ですから、鹿島もそういう姿勢で私は臨んでいただきたいと、そういうことを言っているんです。もし、城下町鹿島というテーマで掲げれば、本当に佐賀県では鹿島にしかないすばらしい町ができると私は考えておるわけです。スカイロードのときも、もし城下町鹿島をもっと前面に出してつくっていただければ、もっといい町にできはしなかったかなという思いがするわけです。これからも恐らくいろんな事業に取り組んでいかれると思いますけど、私はそういうことを前面に出してやっていただきたいというお願いをしているわけです。

そして、先ほど鹿島はサブテーマとして、大いなるまちづくり、大いなる田舎づくりですかね、これをしょっちゅう言われます。そういう視線で来るならば、80億円の農産物の売り上げありました、それが64億円に下がっていると。なぜなのか、もっとやっぱり活性化のための手を打つべきじゃないか、そういう考えをするわけです。現に、例えば、ブドウのできる島根県のワイナリーですね、地元のブドウを生かしてワイナリーをつくらうと。そして、近くで言えば北波多村、南波多ですかね、ああいうところにブドウの情報を発信するために、村がちょっとしたふるさと村みたいなものがつくっておられます。そういうものができれば、やっぱりああここはナシとかブドウが売ってあるんだなという印象を抱かれると思います。

祐徳神社に来る観光客が寄っていくところはどこなのかと、今ほとんどないですね。道の駅もあるけど、そこまで専門的にされていないということで、鹿島の大いなる田舎づくり、私、その考えに賛同するわけです。ですから、そういう情報発信をする場、観光客も来ていただく場、そういうものをぜひつくっていただきたいと。これは山口瑞枝議員からもそういう話がありましたね、観光と農業、ほかの議員の方からもいろんなそういう話が出ておりました。ですから、鹿島をいかにして売るか、産業の活性化のために手を打たなければならないという考えで、立場でふるさとをどうするか、どういうまちづくりをするのかという視点で私は質問をしているわけです。

また、環境問題についても、やっぱり環境を守ることによって有明ノリを守っていこうと、もとに戻せばまたすばらしいノリがとれはしないかという気持ちがあるわけです。そういう意味で私の考えを述べているところです。

またもう一つ、ふるさとづくりの件で考えますときに、今まではいろんな構想が、あっちもこっちもいろんな構想があってきました。しかし、現実問題として、7月26日の新聞に載っておりましたけど、ことしの交付税 8.4%の減、3,550,000千円、約 327,000千円の減で

す。鹿島の経常経費も70%を超えている、あれもこれもこっちもと、そういう事業をするわけにいかないと、やっぱり的を絞って活性化のための手を打っていかねばならないと。と同時に、今回県内の希望者、わずか0.25、4人に1人しか県内に就職できない。若い人が残りたくても残れないと、こういう状況なわけです。そして、ましてや経済苦による自殺者、5年連続3万人を超すと、本当に経済苦で鹿島でもそういう方が何名かいらっっしゃいます。そういう方をつくらないためにも、何らかの手を打っていただきたい、そういう状況ではないかということを考えておるわけです。

以上、2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

15番議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、改ざんの項目ですけれども、これは全窒素、それから全燐、SSの三つでございます。先ほど御説明しましたように、その中で基準値を超えたのが全窒素でございます、あと全燐とSSにつきましては基準値内でございます。

それから、テクノジャパンの御質問でございましたけれども、テクノジャパンとは環境保全に関する協定を結んでおります。この中に監視人の設置というようなことで、監視人をお願いいたしております。この監視人の方々は12名おられます。ほとんど区長さん方をお願いしておるわけでございますけれども、その中に久保山区長さんも入っておられます。

それから、2点目の水質調査でございますが、水質調査につきましては、市でカドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、それから水銀、アルキル水銀、PCB、有機燐、この項目につきましては検査をいたしております。この結果につきましては、特に異常はあっておりません。それから、ほかに自主検査といたしまして、これはテクノジャパンの方で地下水の検査をやっておられます。これは23項目、それから、あと浸透水検査として3項目、合計の26項目を実施されております。

それと、県につきましてはパトロール、それから立入検査等がされたときに、BOD、COD、SS、pHの検査をされているところでございます。

それから、試掘調査というようなことでございますが、市では試掘調査はいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

中村議員の2回目の御質問の中で、鹿島の産業の閉塞感というようなことでの御質問にお答えをしてみたいと思います。

全体的に見て、今の第1次産業につきましては、非常に不安定な部分もあるという中で、鹿島におきましては、やはり野菜等を初めとして、ハウスもの、それから蔬菜園芸、そういうものにつきましては、佐賀県の中でも非常に順調にしているという情報も私たちも持っておりますし、一体的に全部が悪いじゃなくて、ある面では悪いものもありますが、全体的に見ればいい状況じゃないかなというふうに考えております。

それと、今後につきましては、やはり世界的に産業というものはどうしても太刀打ちをできる足腰の強い農業者を育てていく必要の中で、今後は集落型経営とか、そういうものも含め売れる米づくり、それから産地づくり対策、そういうものには今後どんどん私たちも施策をしていきたい、そういうふうな感じしておりますし、先般山口議員の方からもありましたが、グリーンツーリズム、そういうものにつきましても、今も幾らかずつはされておりますけど、今後はもう少しきちとした足腰を強めながら対応してまいりたいと。

それから、漁業でございますけど、漁業につきましてもノリの不況とかはありますが、全体的には落ちついた現状であるということは、私たちも認識をしております。

それから、先般ミカンにつきましても、非常に値が悪いというようなこともありましたけど、光センサー等の導入にもよりまして、値も今の段階では順調というようなことでございますし、閉塞状況の中でも部分的にはそういうものがしっかりと進んでいただいている、そういうふうな感じを持っております。

それから、今後は中山間地総合整備事業等も進めてまいりますけど、その中ではやはりいろんな面で地域の皆さんと一体となった形での方向性をつけていきますので、その面では十分に対応できる農業ができていく、そういうような感じしております。

ちょっとざっとした答弁になりましたけど、農業、あるいは水産業等につきましても、全体的に今後はもっともっと安定した産業となるべく進めてまいりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

泰智寺の件について、当時私はこの経過について、当時の迎教育長から報告を受けております。その当事者ですので、今の小野原教育長はこのことについてはちょっと知りませんので、私の方から答弁いたしますが、その経過を随時追って、まず説明します。

平成11年の8月下旬に、ある方から泰智寺の屋根がかわらにふきかえられるというふうな情報をつかんで、教育委員会の方に教えていただきました。（「平成何年ですか」と呼ぶ者あり）平成11年8月下旬です。

それで、その後すぐ、市の教育長及び生涯学習課で保存についてお願いに行ったら、そして、理由は後で申し上げますが、この理由で拒否をされたというふうに報告書に載っております。それと、この同じ8月下旬に、それを受けて鹿島市教育委員会から県教育委員会に連

絡し、対応を協議しております。そして同じ8月下旬——これは四つとも数日間のうちになされておるようでございますが、県文化財保護審議会委員の九州産業大学の佐藤先生に、泰智寺の建物は県重要文化財に相当するとの見解をいただき、県文化課、市教育長、生涯学習課長、担当で泰智寺にお願いに行っております。その中で、文化財としての泰智寺の建物の重要性と今後の町並み保存についての重要性を訴え、保存についての協力を求めたということでございます。

しかし、以下のことを理由に拒否をされたということで、5点あります。

第1点目が、日常の維持管理の大変さがあると。先ほど言いました、風が吹くと床にすぐごみが落ちるのでしょっちゅう掃除をしないとイケない。第2点目が、将来的に見て、かやのふきかえが職人の都合で見通しが立たないこと。第3点目に、これは固有名詞は申しませんが、総代会の重要な人がかわらへのふきかえを強く望んでおられるということを申されております。第4点目が、かわらにふきかえる方針は既に檀家の役員会で決まっております、ふきかえを前提に積み立てをしておると。これは9月14日の話ですが、同月の18日には檀家総代会を開くが、そこで承認をされる見通しであるということ。また、自分には——これは御住職です——自分には決定権がないということを言われております。5点目に、県の重要文化財に指定されても、全額修理費を出してもらえらるわけではなく、建物に規制がかかることも懸念されると。そして、9月18日に檀家総会が開催をされ、屋根のふきかえが決定をされると、こういうふうな経過をたどっておるわけですね。

私ども、いろんな方面に働きかけもし、またその中でも地元からもいろんなお願いもしておられるようございますが、檀家総代で決定をしたと、こういうことを踏まえて我々はもう断念せざるを得なかったということでございますので、そういう経過の中で、なおかつ御住職がもっと熱心に何回もお願いに来とったら、またかやぶきにしとったかもわからんと言われたということで、そういうことはあり得ないと思うんですね。それはもう一遍確認せにゃ、もしそういうことを今の段階で言われたとしたら、我々も抗議を申し込みたいというふうに思うわけでありまして。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

ただいま市長の話では、11年8月ですね、それは。私が最初から言っているのは、8年9月20日、1回目来られて、その後3年間何も言われなかったと。教育長も来られないし、県からも来られないし、市の担当者も来られなかった。その3年間の間にもう話はどんどんどんどん進んできてしまって、11年の9月にはもうどうしようもないくらい会議で決まっていた。だから、もう今さら変えるわけにいかんと、そういう形で言われたと、今報告したで

しょうが。3年間何もなかったということを住職さんははっきりここで言われたわけです。そういうことです。

以上です。（「答弁いいですね」と呼ぶ者あり）いいです。

○議長（小池幸照君）

以上で15番議員の質問を終わります。

次に、8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

8番議員の橋川です。通告に従い一般質問をしますので、市長初め執行部の皆様の率直な答弁をお願いいたします。

さて、桑原市政になって4期、14年目を迎え、当初から「人が輝くまち鹿島」の創造を目指してこられ、全国的にも先駆けての福祉教育を取り入れるなど、好評を博していることは私も承知しており、大いに共感し、評価しているところであります。まず、大きな質問項目の1点目として、鹿島市の障害者福祉行政についてお伺いいたします。

市内福祉団体への支援強化を御検討いただきたいという趣旨で質問をすることです。このことにつきましては、去る7月25日に鹿島市身体障害者福祉協会と鹿島地区障害者連絡協議会の連名で、陳情書という形で要望が出されているところでございます。私もこの福祉協会の一会員として、また紹介議員の一人として、この陳情書の趣旨には共感するところが大きいということで質問とお願いをいたします。私も1,500人以上の会員の方々の後押しと期待を背中に受けての質問でありますので、自分なりに責任を感じてこの場に立って質問をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

鹿島市には現在障害者手帳の交付を受けておられる方が、ことし4月1日現在で1,504人おられます。その中で、最近が高齢化が進み、65歳以上の方が1,015人で67.5%となっております。これらの障害者の方の団体として、鹿島市身体障害者福祉協会を結成され、活発な活動をしておられます。現在の活動状況を若干御紹介いたしますと、会員は年会費1,700円を納入して、この中より県の団体への負担金として1人当たり300円を負担し、市内7支部へ600円を還元し支部運営を行い、残り800円で市の身障会本部の運営を行っておられる状況であります。この1人当たり1,700円の年会費は、県下での最高額の徴収金額であるそうです。このような中から、寝たきり障害者の訪問、県及び市の各種大会、研修会などを実施しておられます。

幾つか実例を挙げますと、身体障害者団体の全国大会、九州身障者福祉大会、県社会福祉協議会の大会、各種の体育大会、重度身障者施設の研修、相談員の研修などに参加や事業の実施を積極的に行っておられます。しかし、現在の鹿島市からの補助金120千円と会員の会費では、もろもろの費用に不足を来し、参加負担金や旅費も一部助成しかできず、もちろん日当もなく、会員のボランティア的な活動に頼っているのが現状であります。自己負担にも

限度があり、参加要請を受けた研修や大会などの参加も欠席したり、参加人数を減らして対応せざるを得ない状況でもあります。鹿島市よりいただいている年間 120千円の補助金は、大変ありがたく貴重な財源として有効に使わせてもらっていると会員の方はおっしゃっておられます。

ところが、この 120千円の補助金は昭和42年から実に36年間も据え置かれており、この間 1 円の増額もない状況であることは御承知でしょうか。しかも、この 120千円という金額は、県内 7 市、また藤津郡などの近隣自治体と比較しても、非常に見劣りがする額であります。関係団体からたびたび見直しの要望があったと承知しておりますが、この36年間、単に物価の上昇や鹿島市の予算規模の拡大からしても、まず疑問があり、この補助金が実に36年間も据え置かれていることに何か理由がありましたら、お答えいただきたいと思います。お断りしておきますが、私の質問はこれまで補助金の増額がなかったことを詰問、追及しているわけではありませんので、客観的な立場で当事実を踏まえて答弁していただいて結構です。

市内の身体障害者手帳の所有者は年々増加し、高齢化も進み、障害の重複化傾向も強まり、会の運営の経費もかさんでおり、このような状況で会員一同が今後の団体の運営に非常に不安を募らせている状況もあります。市長は、現在市政の運営の柱として福祉、環境、教育、文化を掲げておられ、私も十分共感しておるところでございます。ぜひこの機会をとらえ、この補助金額の見直しと増額を検討していただき、このような市内の福祉団体への支援強化をお願いするところでございます。少なくとも対象となる障害者 1 人当たりの補助金額が県内 7 市平均並み、もしくは太良町、塩田町、嬉野町の藤津郡 3 町並みぐらいの支援強化をお願いするところでございます。

次に、福祉タクシー券の増額について質問と要望をいたします。

福祉タクシーの利用につきましては、平成13年度から交付対象者の拡大をしていただき、大変感謝していただいております。現在は 500円のタクシー券を年間24枚、金額にすると年間12千円を支給していただいております。このことについては、市内のタクシー会社のタクシー料金は初乗りでも 560円が必要なので、現行の年間12千円、24枚を、24千円、48枚へ増額をお願いしたいと思います。

また、鹿島市はその地形の関係から、病院やいろいろな施設が市の北部に偏って立地しておりますので、対象者の居住地、例えば、能古見や七浦などは遠隔地で病院などへの距離があり、負担も大きいので、居住地を配慮し、病院への距離を配慮したタクシー券の給付法が導入できないものか、お伺いいたします。

次に、鹿島市及び鹿島市社会福祉協議会のマイクロバス利用の弾力化ということについてお願いをいたします。

鹿島市や社会福祉協議会のマイクロバス利用については、市内の福祉団体の方の利用頻度も多く、活発に利用されており、運転手の方を初め、担当職員の方に大変快く対応していた

だいておりますことに、まず感謝いたします。そのような中で、鹿島市と社会福祉協議会のマイクロバスの相互の一体的な管理運営など、運行の弾力化を検討していただきたいという趣旨で質問いたします。

実例を申し上げますと、こんなことがあったそうです。社会福祉協議会に早朝からの運行をお願いしていたところ、マイクロバスの車体はあるが、早朝からの運転は運転手さんの都合で手配がつかないということがありました。そこで、鹿島市のマイクロバスを当たってみると、既にほかの団体の予約が入っているという状況でした。そのようなとき、もし鹿島市の運転職員の方の都合がつけば、社会福祉協議会のマイクロバスを運転して対応していただけないものか。また、バスの予約そのものを市と社協を入れかえて運行していただけなかったものか、そうしていただければ、そのときはうまく運行できたのではないかということでした。今後はそのような柔軟な運行体制をお願いすることができないものか、お伺いいたします。職務命令の問題や万一の事故の場合の対応など、現行では制度上の問題やハードルがあると思いますが、それは手続上、事務処理上の工夫などでクリアしていただきたい。実現できないものかとお伺いいたします。

最初の質問項目の最後になりますが、平成8年3月策定の鹿島市障害者施策に関する新長期行動計画は、平成8年から平成17年が計画期間となっているかと思えます。また、第4次鹿島市総合計画でも福祉行政は重視されておりますが、それらの計画の達成度をどう評価しておられるのか、また、これから評価していくのであれば、どのような形で達成度を評価していくのか、お伺いいたします。

現在、行政の大きな流れとして、計画の立案とともに、その事業効果をどのように評価していくか、政策評価が重要となってきたかと思えます。鹿島市においては、この政策評価、事業効果の検証をどのようにとらえておられるのか、具体的な数値目標を示した実施計画があり、それに基づいて事業を推進しておられるのか、平成8年3月策定の鹿島市障害者施策に関する新長期行動計画を例に挙げてでもよろしいですから、お伺いいたします。

平成14年8月に発足した新障害者プラン策定委員会では、平成15年度に鹿島市障害者プランの策定予定だとお聞きしております。これにつきましても、具体的に数値目標、予算化に裏づけされた実施計画が必要と考えておりますが、この新しいプランの策定の時期や趣旨、それをお伺いしたいと思います。

大きな質問項目の2点目に入ります。市町村合併の新市の保健福祉行政について質問をいたします。

鹿島市と太良町は、ことし5月に1市1町の新たな枠組みで法定合併協議会を立ち上げ、合併協議を進めております。鹿島市の議会からも小池議長、中西副議長を協議会委員として送り出し、積極的に議論にかかわっているところであります。全体スケジュールをみますと、来年3月の年度末を目標に合併協定項目の協議を続けておられ、そろそろ折り返し地

点を迎える時期ではないかと思えます。

そこで、まず新市のまちづくりの基本理念であります。先ほども申しましたが、鹿島市は福祉、環境、教育、文化を重視した施策展開を市政の柱として目指しているのは御存じのとおりです。鹿島市と太良町の合併協議において、特に住民の保健福祉行政のあり方についてどのような基本理念で合併後の新市のまちづくりに挑んでいくのか、考え方をお伺いしたいと思えます。

鹿島市では、現在第4次総合計画がスタートして3年目を迎え、いろいろな重要施策の取り組みが本格化して、そろそろ形をあらわしてこなければならぬ時期、成果があらわれなければならぬ時期であり、この第4次鹿島市総合計画の精神や基本的な考え方、主要施策をどのように合併協議の場であらわして新市へ引き継いでいくのか、お伺いいたします。

また、鹿島市と太良町のサービス格差をどのように調整、解消していくかという問題もあります。合併に当たっては、サービスは最高に負担は最低にという言葉もありますが、鹿島市と太良町では保健福祉関係でもいろいろサービスの違い、格差があると聞いておりますが、総体的に太良町の方がサービス水準は高いという声をよく聞きます。先ほどの障害者福祉協会などへの助成金も一例と言われております。実際の金額を挙げてみますと、鹿島市の助成金120千円に対し太良町は395千円で、金額で3.3倍の開きがあります。また、対象者1人当たり直すと、鹿島市が79円に対して太良町は663円で、実に8倍を超える格差があります。私も太良町の住民の方や福祉関係の人を数多く知っておりますが、特に太良町側からは、鹿島市と合併するとサービスは悪くなり負担はふえるという町民の声を、私も個人的に耳にすることがあります。

また、百武太良町長さんが、鹿島市との1市1町の枠組みでも住民投票を実施されるのか、私にはよくわかりませんが、仮に住民投票が実施されるとすれば、太良の住民に鹿島と合併するとサービスが悪くなり負担はふえるという、このようなマイナスイメージが先行し、太良町の住民投票が行われることを私は心配しております。私たちを含め、住民の多くは、先ほどの障害者福祉協会への助成金の格差に見られるように、表面的な数字での比較しかわかりません。当然別の施策や別の事業でカバーしていて、実際はサービスの格差はないのかもわかりませんが、そのあたりを整理し、実際鹿島市と太良町のサービス格差と言われるのは、それが事実なのか、また格差があるとすれば、どのようなものがあるのか、これまでの事務レベルなどの調整作業を通じ、どのような格差を是正しなければならぬと把握しておられるのか、お知らせください。それが今の合併協議においてどのような方針で調整作業が行われているのか、お伺いします。また、調整結果はどのような形で住民に周知していくのか、その住民への公表周知の方法や時期はどのような計画になっているのか、お伺いいたします。

最後の質問になりますが、先ほども申しましたが、合併協議もそろそろ折り返し地点を迎えていますが、現在の協議の進捗状況、今後のスケジュールの見込み、また全体的に太良町

との合併実現までの課題は、保健福祉の部門においてどのようなものがあると考えておられるのか、お聞きしたいと思います。特にお聞きしたいのは、身体障害者福祉協会などの民間の福祉団体や社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの公的な福祉団体が、合併時や合併後にはどのような形になるのか、統合が義務づけられるなどの法的、制度的な面も含めお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

社会福祉団体の補助金が長期にわたって据え置かれているということについて、何か理由があるのかというようなことでございますが、私ども福祉団体に限らず、いろいろな団体とのおつき合いがあるわけですが、その運営のためにそれぞれ自主的に資金を調達されて、そして運営されているわけであります。団体の運営のための補助金、いわゆる運営補助については、それぞれの団体の自主、自立という観点から、長期にわたって、今申されましたように36年ですか、にわたって抑えられたと、そういう経緯ではなからうかというふうに思われます。そしてまた、抑えられたり、それから減額されている、そういう状況もあるようでございます。福祉団体への支援強化をということではありますが、県内各市町と比較しますと相当な開きがあるようでありますので、今後、太良町との合併協議会上げて十分な協議をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、在宅の重度の障害者に寄与する福祉タクシー券は、議員申されるとおり、1人当たり年間12千円ではありますが、県内各市町と比較しても、それほど低い水準ではありませぬので、現行どおりとさせていただきたいと思っております。また、距離を勘案してはということでもありますが、現在のところ県内を見渡したところでは、そのような勘案をしたところはないようでありますので、これも現行のままでさせていただきたいというふうに思っております。

それから、市及び社協のマイクロバス利用の弾力化についてお尋ねがありましたが、私の方からは社会福祉協議会の利用関係を申し上げます。

社会福祉協議会では、マイクロバスの利用、貸し出しに当たって、恣意的にならないように管理運営要綱をつくって運行をしております。貸し出しの範囲ですけれども、老人、障害者、母子、青少年などの福祉団体やスポーツ少年団など社会教育団体が大会、研修会、または奉仕活動のために利用するとき、それから社会福祉活動のため、区長会、婦人会、民生委員などの団体が利用するとき、それから市が行政目的のため利用するとき、それから社会福祉協議会が社会福祉活動のため利用するとき、こういう範囲で貸し出しをいたしております。

それから、運行の範囲、日帰りできる範囲、原則的には隣県までというようなことで取り扱いをしております。それから、運行時間ですが、これも原則的に8時半から17時というところでございます。この運行時間につきましては、やはり8時半から5時までといっても、なかなかそのとおり枠の中に入るとは限らないかと思えますけれども、できるだけこの範囲でというようなことであります。

それから、第4次鹿島市総合計画や新長期行動計画の関係につきましては、市民部長の方から答弁をいたします。

それから、合併協議と福祉行政における第4次総合計画の精神や基本的な考え方などについてのお尋ねであります。鹿島、太良、それぞれ地域性、いろいろな地域文化を反映した基本構想や総合計画というのを持っているわけでありますので、その基本的なことについては当然合併協議会の中で十分議論される、そして調整されるものというふうに思います。

各種サービスの格差についてであります。これは現在、事務段階で突き合わせをしているところでございますので、今後合併協議会で調整されるというふうに思います。

合併協議が進んでいる中での福祉団体の場合、どのような形になるのかということのお尋ねであります。まず、社会福祉協議会については、社会福祉法により1市町村1社会福祉協議会ということになっておりますので、市町村合併が実現すれば、速やかに合併されることとなります。それは、それぞれの意思によって決定はされるわけですが、先ほど申し上げましたように、法律で1カ所というふうになりますので、速やかに達成されると思います。それから、任意の福祉団体については、それぞれの団体の意思により合併するかしないか、これを決定されるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

矢野市民部長。

○市民部長（矢野 正君）

第4次鹿島市総合計画や新長期行動計画の実現に向けた数値目標の関係、ここらについてお答えをいたします。

この新長期行動計画策定につきましては、ノーマライゼーションを基本理念として、平等に社会参加のできる、さらには地域社会の形成を目指した、このようなことでその基本方向、あるいは具体目標を設定いたし、鋭意努力をいたしているところでございます。全体で8節構成で構成をいたしているところでございます。数値目標につきましては、当然3年スパンでローリングいたします実施計画に盛り込んでおるところでございます。このいわゆる4総と新長期行動計画、ここらの整合性を図りながら、今回、鹿島市の障害者プランを策定中でありまして、そして、時期的には15年度中、今年度中末までには完成をさせたいということで、この辺も努力を、今、作業的にはいたしておるところでございます。この設置についま

しても、12名で構成する策定委員で設置をいたしまして、平成14年度、15年度にかけて今準備を進めておりますし、さらなる具体目標を、あるいは数値を含めてこの中に盛り込んでまいりたいと。今、策定のちょうど半ばを過ぎたところでございます。現在、この委員会を4回ほど実施をいたしたところでございます。この中でいろんな突っ込んだディベートを交わしていただきながら、よりよい方向を目指してまいりたい。そして、その推進することこそが、都市像の「人が輝くまち鹿島」、ここに直結すると、このように考えておりますし、その推進がまさしく今私ども行政に課せられた住民の方に対する最大のオブリゲーションだと、このように確信をいたすところであります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

残りの御質問、二、三点だったかと思いますが、それについてお答えをいたします。

まず、市のマイクロバスの利用の弾力化ということについてでございますが、鹿島市の方も社協と同じく、マイクロバスの運用については一定のルールを定めて運行に当たっております。この運行要領は昭和58年に定めたものでございます。この中で、使用ができる範囲を市が行政目的のために必要なときなどと範囲を決めて使用をいたしております。このことから、市が主催する行事、学校行事、ここらあたりの使用を原則といたしております。

それから、運転の業務に従事する職員でございますが、総務部に所属して車両の運転業務に従事する職員は3名でございまして、この3名は複数の課にまたがります兼務の形をとっております。そして、マイクロバス、市長車、議長車、集中管理車、これらの車両の運転並びに管理業務のほか、市民会館の業務でございますとか、庁舎、市民会館、修繕業務などもやっております。極めて流動的に業務を遂行いたしております。

それで、車両の運行に当たってでございますけれども、これは常に無事故を心がけておりますが、当然のことながら、万が一の場合を考えておく必要がございます。このような場合、乗車をされます市民の方々、ここに損害が出た場合などは保険による対応を前提にできますけれども、運転する職員には公務災害の適用を想定いたしますと、これは一定程度限定的な使用にならざるを得ないということを御理解いただきたいと思っております。

なお、当日につきましては、行事が大変に多かった日で、3名とも既に運転業務が入っております。

次の合併協議においてサービス格差をどのように調整するかという御質問ですが、まず、このサービス格差につきましては、鹿島市と太良町で現在実施しております住民へのサービス、この種類、それから対応、水準などにつきまして、部分部分に限って見ますと、金額的には大きな開きがあるものもございます。ただ、これを住民サービス全体として見たとき、果たして実際にそうであるのかどうか、これは行政サービスを全体としてとらえる必要がご

ございますので、ただいま事務レベルでの実態の突き合わせ、これらをやっております、調整作業中でございます。また、この合併協議会では各福祉の関係の取り扱いについても協議項目として予定をされておりますけれども、協議の日については未定でございます。そして、全協議項目を来年の3月には終了する予定でございます、現在も合併協議会、精力的に行われております。

それから、合併協議の調整方向、方針をどのように考えるかということでございますが、これも現在、係長、それから課長補佐を中心として27の分科会、それから課長で編成されます10専門部会、この部会までにおきまして500項目を超える太良町とのすり合わせが行われております。これが54の協議項目として、助役を中心とする幹事会での調整を経て、最終的に合併協議会で協議をされておりますし、今後もこれらの協議が続けられてまいります。

そこで、この調整の方針ですが、この500数十項目の具体的個別的調整は、個々の項目ごとに鹿島市としてはここはこうしようとか、あそこはこうしようというように、その場面場面におきまして所管課長の判断のもとで太良町との話が行われております。ただ、その調整の根底には行政のスリム化、これと住民サービスの確保、これをどうするか、二律背反する問題をどう調和させるか、ここに問題があると私は考えております。

それから、市民への周知でございますが、調整項目については合併協議会で協議をされ承認された後、月1回市報により公表をされております。また、合併協議会事務局のホームページでもこれを公表いたしております。それと、この協議の概要をお知らせしましたパンフレット、鹿島市・太良町合併協議会だよりでございますが、これが随時各戸へ配布をされております。現在2号までが各戸に配布をされておまして、この2号までに第4回協議会までの協議の概要と今後の協議の予定項目も掲載をされております。

なお、ことしの12月には新市建設計画など、住民への説明会も計画をされております。ここでは合併協議会で承認されたことも報告をする予定となっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方から、シルバー人材センターの合併についての法的根拠等についてお答えいたしたいと思っております。

これは御承知のとおり、鹿島市は広域法人でございます。太良町は任意団体として法人格を有しておりません。この合併につきましては、法的には民法の第34条で規定があるようでございます、公的法人と法人格を有しない任意団体との合併につきましては、統合という言葉を使っているようでございます。

なお、この統合の方法には二通りぐらいあるんじゃないかと思っておりますが、まず一つ

には、法人格を有するシルバー人材センターを含む統合で、ほかの団体の場合ですけど、一つの既存の法人を存続して、ほかの団体を解散する方法が一つあるんじゃないかと思っています。それから、あと一つは、すべての法人、公益法人、あるいは法人格を有しないものすべてを解散いたしまして、新たに設立する方法があるのではないかと考えております。

次に、シルバー人材センターは、市になった場合は一つになるというのがあるようでございます。これはシルバー人材センターは国庫補助等を受ける団体でございまして、国庫補助団体と現在の国庫補助を受けていない団体の統合につきましては、これも法律で決まっているようでございまして、高齢法第46条に基づくシルバー人材センターの指定が、一つの市町村の区域を単位として1団体に補助するという決まりがあるようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

2回目の質問に移らせていただきます。

今の答弁を聞いておりますと、タクシー券は県内市町村と遜色ない、同等にしておる、しかし補助金は県内のあれは全然考えないで市単独と、ちょっとおかしなことをおっしゃっておられましたけど、それはそれとして2回目の質問に移らせていただきます。

まず、障害者福祉協会への助成金のことですが、1回目の質問で申しましたように、鹿島市は120千円で1人当たり79円、太良町は395千円で1人当たり663円、ちょっと太良町に近かような答弁もされたように聞こえましたけど、このように助成金額が総額で3倍から8倍の開きがあり、障害者1人当たりになると5倍から10倍以上の格差があるという現状を、まず認識していただきたいと思うのであります。

私の記憶では36年前は高卒で初任給1万四、五千元程度ではなかったかと思えます。現在の高校の卒業生の初任給が十四、五万円とすれば、物価は10倍上がっていることになります。そのあたりを認識して考えていただきたいと思えます。この数字的な格差をどのようにとらえておられるのか、改善すべき数字と考えておられるのか、それとも数字のとらえ方の違い、また何らかの福祉行政の施策のやり方の違いから生じる単なる数字上の違いなのか、再度見解をお伺いしたいと思えます。

平成8年に策定した新長期行動計画はもちろんです、平成10年に作成した第4次総合計画でも「だれもが安心して暮らせる福祉都市」「福祉の心でみんなが支え合うまちづくり」をテーマに重要な施策として位置づけておられます。言うまでもなく、障害者の主体性、自立性の確立、障害者自体が積極的に社会参加していくよう努力することの必要性、言いかえれば、責任ある個人、プロ市民として社会活動に参加していくことは重要であります。そのため、これらの計画では福祉ボランティアと各種関係団体などのマンパワーの確保と育成を

施策の展開方向としてうたい、主要施策としてもボランティアなどの活動の促進及び支援を明記してあると私は理解しております。

鹿島市内には鹿島身体障害者福祉協会、肢体不自由児父母の会、手をつなぐ育成会、鹿藤地区精神障害者家族会などの関係団体があり、これらの団体が連携して活動できるように鹿島地区障害者連絡協議会が組織されて、積極的に活動をする機関が整っていると感じております。これらの関係団体への財政的な支援を強化していただくことは、鹿島市が目指すまちづくり、つまりプロ市民が生き生きと働き活動して人が輝く心豊かなまちづくりの方向性と完全に一致するものだと私は確信しております。また、これらの団体では何でもかんでも行政に頼ってやっていこうという考えはなく、自分たちでやれることは自分たちでやろうという意識で頑張っておられることを、私もこれまで見てまいりました。

これらのことを十分に勘案していただいて、少なくとも県内や周辺の市町村と遜色ない程度の財政的支援を実現していただき、さらにこれらの団体のエネルギーを引き出していただきたいと思うところであります。そのためには、ぜひ今年度からでも10倍とは言いません、せめてほかの団体と遜色のないよう、1人当たり太良町が663円としますと、それに近い数字を引き上げていただきたいと願っております。この点につきましては、ぜひ市長の見解をお伺いしたいと思っております。

鹿島市が策定するいろいろな計画の数値目標のことでありますが、福祉ボランティアと各種関係団体などのマンパワーの確保と育成を施策の展開方向としてうたい、主要施策としてもボランティアなどの活動の促進及び支援を明記して、福祉タクシー制度の充実を主要事業の一つとして掲げても、これまでは具体的な数値目標が示されている計画はなかったと思います。ですから、36年間も増額も減額もなく見直されることもなくて、金額が変わらない助成金が存在したりするのではないかと感じております。今度策定を予定されております新障害者プランは、ぜひ計画とともにできるだけ具体的な施策と数値目標を盛り込んでいただきますように要望いたします。この点につきましても見解をお伺いいたします。

その中で、具体的なものにつきまして幾つか御提案したいものがあります。

まず1点目ですが、塩田町に建設が予定されている南部養護学校が平成19年に開校予定だと伺っております。鹿島市の近隣に念願の養護学校が建設されることは喜ばしいことで、関係者の方は非常に期待しているところですが、特に障害児の場合は隣接する地区に小児科、整形外科、歯科の医療機関がないことが大きな不安材料だということでもあります。近年、障害の重度化、重複化、重症化が顕著で、市内の在宅重症心身障害児は佐賀医大や佐賀整肢学園まで通院、通園を余儀なくされています。遠距離の通院、通園はハンディの大きな障害児本人はもちろんですが、家族にとっても大きな心身の負担となっています。養護学校に隣接して医療機関が整備されれば、親子の負担もかなり軽減されると思います。このことについては、民間の医療機関が地域の病院としてできることが一番望ましいのですが、ぜひ養護学

校の近くにこれらの医療機関を誘致していただき、障害児の保護者が安心して子供を養護学校へ通わせることができるよう、杵藤広域圏全体の取り組みとして働きかけていただきたいと思います。

次に、2点目ですが、デイサービスを含めいろいろなサービスを鹿島療育園が当面実施しないと伺っております。これは伊万里市の施設がこの種の事業で3,800千円ほどの赤字を出しているということで、それを懸念しての対応ということで、非常に残念でならない状況があります。この点について、鹿島市はどのように考えておられるのかお伺いするとともに、鹿島市内でデイサービスを受けられるよう働きかけていただきたいと思います。

3点目です。先ほどの質問に関連しますが、養護学校卒業後の障害者の社会参加の受け皿として、重度障害者通所活動施設「いっぽいっぽ」を小規模作業所として認可してほしいとの強い要望があります。昨年より鹿島市当局の御理解をいただいて、福祉会館の2階で重度障害児を中心に活動しております。また、療育キャンプやサマースクールなどの活動も毎年行っており、子供たちの生き生きした様子を私も見ております。「いっぽいっぽ」は国、県、市などの公的な支援を受けずに自主運営され、親子で通所し活動をしており、ボランティアの方々の活動にも限界があり、長続きしていない面もあるようです。特に保護者は日常の介護と活動費の捻出などで心身や経済的負担を大きく抱えています。養護学校卒業後、在宅を希望される重度障害者や保護者にとって、不安な状況は依然として強い状況であります。また、野島にあります通所鹿島福祉作業所になじめない障害者や、職についている障害者の中にも体の機能低下で仕事が続けられない状況の障害者もいます。親子で家におり、親子ともストレスを抱え、その方々も「いっぽいっぽ」を小規模作業所としての認可を強く望んでおられます。重度障害者にとって生きがいの場として、ほかの障害者にとっては雇用の場として、「いっぽいっぽ」を早急に小規模作業所に認可していただきたいと思います。

最後、4点目です。現在合併協議を進めている太良町の太良町立病院に関連して質問いたします。

太良町立病院の小児科や整形外科が通院、入院できれば、在宅障害児の日ごろの負担の軽減になり、安心にもつながります。また、病院に付設して重度心身障害児通園事業、つまりデイサービスやショートステイ、通所リハビリなどがあれば、障害児本人の社会参加となり、家族にとっても日ごろの介護負担の軽減となります。太良町立病院は間もなく改築されると聞いております。合併すれば新市の市民病院として引き継がれると思いますが、これらのことについて受け入れ体制がどのようになるのか、お伺いいたします。

このように、今度の新プラン策定には、太良町との連携が不可欠であり、鹿島市と太良町の合併が重度の障害児や家族にとって大きな幸をもたらしてくれればと、関係者の大きな期待があります。この時期に策定される新プランの策定に当たっては、太良町との連携はどのように考えておられるのかお尋ねして、2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

福祉団体への補助について、県内の幾つかの市町村の補助の状況を具体的にお示しいただいたわけでありませけれども、私どもが把握している資料とは同じものもあれば、大きく違うものもあります。しかし、そうは言っても総じて鹿島市の方が補助金が高いとは言えない、そういう状況であります。また、障害者相談活動も障害者団体で担っていただいているところでもありますけれども、それにつきましては、各市それぞれのやり方でやっていると思いますが、鹿島市としては一定の配意をしているというつもりであります。いずれにいたしましても、福祉団体への支援の強化ということについては、先ほどお答えをしたところでありますが、合併協議会上げて十分協議をしていきたいと、このように考えております。

それから、新障害者プランに数値目標を盛り込めという御指摘であります。今回の障害者プランは第4次鹿島市総合計画、あるいは新長期行動計画との整合性を図りながら、障害の有無にかかわらず市民だれもが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会、これを目指すというふうにして、14年度に策定された国の新身障者基本計画を踏まえて、障害者が暮らしやすいまちづくりをと、こういう理念を掲げて策定しているところでございます。私どもが計画を立てる場合、基本的な計画では数値目標は掲げずに、主要施策などを列挙するにとどめております。次いで、実施計画には量的な、あるいは数的な目標を設定して、この実現のためには、例えば、何千万、何億というような形で財政的な裏づけをしながら策定するものであります。したがって、実施計画の段階で数値目標は明らかにしていくこととなります。

それから、鹿島市内のデイサービスを受けられるようにということでの御質問でございますが、御承知のように、障害者福祉サービスは今年度からいわゆる支援費制度というふうに変りました。施設では赤字になることをやっぱり一番心配されているところであります。しかしながら、佐賀県の西南部唯一の療護施設でありますので、ニーズを関係団体の協力を得ながら把握して、そして鹿島療育園を核とした構想を構築していければというふうに考えております。

それから、心身障害者の社会参加の受け皿としての作業所づくりについて認可をとということでございますが、先ほども申し上げましたが、総合計画、あるいは実施計画という、こういう段取りで進めていくわけでございますけれども、現在のところ作業所ということでは実施計画に計上していないところでございます。いわば新規事業ということになりますので、現段階では残念ながら結論を持ち合わせていないところでございます。

それから、太良町立病院の改築に関してお話がありました。これは太良町が太良町の基本計画に沿ってされているようではありますが、これも合併協議会の中で十分議論されるもの

というふうに思います。

それから、障害者プラン策定で太良町との連携はということでございますが、この障害者プランにつきまして、特別に太良町との連携をということについてはいたしておりません。既に障害者プランを太良町は策定をしているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方からは、塩田町に建設される予定でございます養護学校の近くに医療機関の問題点ということでお答えをいたしたいと思っております。

今、議員からいろいろ問題点も述べていただきました。御承知のとおり、この事業は佐賀県の事業でございます。養護学校の建設も、建設地の決定の要件といたしましてはいろいろあったかと思っておりますが、地域的配慮とともに医療機関の近いところ、それから学校に近いところ、社会実習の場として商店に近いところ、また交通の便がよいところ等、いろいろ考慮してあったものと思われれます。

いずれにしましても、医療機関の件では特に専門医としての小児科医の必要性は言うまでもないことでございますが、御承知のとおり、小児科医の不足は全国的にも問題になっております。先ほど、佐賀県でも小児専門医確保緊急対策検討会が設置されて検討がなされました。いずれにしましても、医療機関の整備につきましては、今後の動向を見守る必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

市長、答弁をお願いします。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市内の福祉団体の支援強化について、身障者協会に対する運営補助の増額をということで、これは市長が答えろということではありますが、36年間ですか、そのままであったと。これは従来から鹿島市のやり方として、いろんな団体がございしますが、運営補助は基本的にしないと、何かそこで事業をされる場合に事業補助というやり方でやりますと、これが一貫してあるわけございまして、私もそれを踏襲しておりますので、そういう影響ではなかったのかというふうに思います。

それで、私もここの要望活動に来られまして、帰られましてから担当の方と協議をいたしました。いろんな議論をいたしました。やはりこれは太良町との合併協議の場でやろうという結論を出しております。それは先ほど課長が申し上げたとおりです。それは幾つかの理由がありますが、まず、一つの団体だけをアップした場合に、ほかの団体、何十とあります

が、ここの兼ね合いがどうなるのかというものが、鹿島市内の一つの問題としてありますし、もう一つは、先ほど分科会と説明しましたが、この中でもいろんな分野のいろんな数字的なものも出し合ってしまうております。そういう中で、鹿島市のある団体だけの数字を変える場合に、太良町との兼ね合いがどうなるのか、こういうことがございまして、十分要望されるということは私も理解をしておりますので、合併協議の中でこのことを協議をして、そしてできるだけ要望団体の意に沿うような方向で、私も頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ合併の問題でつけ加えておきたいと思いますが、先ほど総務部長の方から、分科会でまずいろんな議論をすると、その上で専門部会、課長クラスでもう少しまた議論を深めていくと、そして事務レベルでは助役同士の幹事会で最終的にそれをまとめて、そして合併協議会、本協議会の方に上げて提案をしていくと、こういう手順であると申し上げました。そういう中で、ただいまの運営補助なんかの問題もそうではありますが、一回全体的に出し合います——あ、もう少し前から説明しますが、この合併問題は三つの要素で考えてくださいということを私は住民説明会のとき申しておったと思います。

その一つ目は、私たちの町の形がどういうふうに合併によって変わっていくかということが一つ問題です。それから、もう一つは行政の形、これがどう変わっていくのか、今議員定数の問題とか、あるいはいろんな協議をしておりますが、1点目と2点目は大どころのところは市役所の位置をどこに置くとか、それから行政のやり方を総合支所方式でやるとか、こういうことは今大まかなところは決まっていきましたが、第3点目の住民のにとって一番関心があられる大切な負担とサービスの問題ですね。負担とサービスの問題については今から詰めていくと、こういうものをいろいろ数字を出し合います。そして、出し合って分科会あたりでまとめてきても、全体が、じゃあ事務的にこうして決定をした、事務的な決定をしたものを今度は経常経費を中心にそれに近いもの、例えば、こういう補助なんかも含みます。こういうものも主に財政との突合をしなければいけませんね。その中で、サービスはこれこれこれで、この分野はこれだけやりますというふうなことを事務的に話し合っていきます。そして、税金とかいろんな負担についても、また料金とか税金についても、こうこういうことで我々事務的にまとめてきましたと。これを突き合わせて、じゃあ本当に合併後の歳入がどれくらいあるか、財政的な問題と合わせた結果、うんにゃ、もう少しサービスを高めていいよと、もう少し財政的な余裕があるよとなれば、これ差し戻しをしまして、この分野はもう少し力を入れていこうと思うから、この分野については手厚くしようとか、こういうことになります。あるいは、財政と突合させて、いや、ちょっと財政がもたないと、いみじくも申されました負担は低くサービスは高くというのが我々住民のみんなの願いであります、そういうやり方でやった場合、どうしても合併することによってかえって財政がもたないということになったら元も子もありませんので、そういう場合には差し戻しをして、こういう

分野についてはもっと厳しく削減をするとか、こういうのを繰り返しながら、最終的な案というものをつくっていくわけですね。

そういう中で、こういう問題についてもいろんな議論をしていきたいと思えますし、また私は正直申し上げまして、さきの議会の松尾議員の御質問ですかね、福祉分野、特にこういう分野について今まで鹿島市は頑張ってきたとは言えない、もう少し頑張らにゃいかんというふうに個人では思っておりますというふうな気持ちを申し上げましたが、そういう方向で私たちも頑張っていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今の答弁で、補助金の方は太良町との合併協議の中で希望の明かりが見えてきたような答弁であったように期待しておりますけど、しかし、この作業所ですね、今の答弁を聞いておりますと、実施計画にはない新規事業だから結論は持ち合わせていないのかなんとか、非常にこの障害者に対して無責任な、何と申しますか、消極的、後退的な答弁の内容だと思っております。やはりこういうふうな障害児を抱えたお母さん——お母さんばかりではありません、お父さんもですけど、そういう保護者の方たちは非常に心身ともに苦勞されていることは、行政の方も近くに「いっぼいっぼ」の施設もありますし、またサマーキャンプ、療育キャンプもなされておりますので、見に行かれた方も、また訪問された方もあると思えます。やはりそういうことを踏まえて、一刻も早くそういうふうな作業所をつくってやらねばという気持ちがわいてこないのかというのが不思議でならないわけですけど、その点、市長がそのところはしっかり答えていただきたいと思えます。

それから、マイクロバスですが、社協が8時半から17時までしか運行しないということで、それでは市のバスは早朝からできれば、市のバスを社協のバスと入れかえてでも、運転手さんを入れかえて、バス自体も入れかえてでも、早朝からの運行ができないものか、そこのところをもっと弾力的に、もう官の考え方だけじゃなくて、もっと民の方も考えながら、ひとつ答弁のほどをよろしく願いいたします。

それから、私は先ほどから身体障害者福祉協会が鹿島市に提出された陳情書のことに触れておりますが、毎年多くの陳情書や要望書が寄せられていると思えます。もちろん内容によってはできることとできないことはあろうかと思えますが、しかしながら、陳情書を受けとってどのような検討を行い、どのような結論に至ったかを、期間を決めて当事者にぜひお伝えをしていただきたいと思えます。これはやっぱり陳情に来た、そんときに検討しますと言うてから、どぎゃんふうになったかということはいっちゃん、陳情に来た、要望に来た人たちにはなかなか伝わっていないんじゃないかと思っております。

鹿島市の福祉行政と太良町の合併に関連づけて質問もしてきましたけど、今や合併は鹿島

市政の直面する最重要課題でもありますし、市長は太良町との合併を不退転の決意で取り組むとも表明されております。このようなことから、この福祉、保健、いろんな行政のサービスの面で鹿島が太良町よりサービスが悪くなってきたら、やっぱり住民感情というものも太良にもあると思います。住民投票等での悪いイメージを払拭するためにも、ひとつ鹿島でも福祉に対する考え方をもっと考え直して、サービスの向上に努めていただきたいと思います。市長、また答弁をよろしくお願いします。

これで3回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

マイクロバスの利用の弾力化ということでの最後の質問でございますが、先ほども申し上げましたように、万一の場合を想定して話をしております。乗車される市民の方は、これはケースにもよりますけれども、保険での対応が一応はできるというふうに考えております。問題は運転に従事する職員の関係です。これが運転する職員は公務災害を適用することになりますので、市が主催する行事、これに従事した場合に初めて公務災害の適用ができるというふうなことになりますので、どうしてもこの運行規則、管理要領に定めます、市が行政目的のために使用するときと、これにこだわらざるを得ません。

それで、早朝からとか、あるいは夜遅くとかというのは現実にも出ていっておりますけれども、このことは、この行政目的で使用する場合、市の行事でございますとか学校の行事の場合にはそういった利用もやっておるといようなことで、入れかえをする場合にはどうしてもこの部分の公務災害の適用があるかどうか、市の主催する行事であるかどうか、これが一つの問題、クリアすべき問題になるということでございます。どうぞ御理解をいただきます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この作業所の問題ですが、ただいま課長がこの場で結論を出せませんというふうな意味を申しましたが、ちょっと補足しますと、現在も私たちは財政的にぎりぎりの運営をしております。総合計画はもちろん財政との突合を何もやらなくて、いわばこうあればというふうな、こうありたいと、目標を総合計画で表現をしまして、最終的には実施計画、3年ごとにローリングをしておりますが、この中に優先順位を決めてのせていきます。そして実施をしていくと、こういう手順でやっておりますが、結局、現在既に実施計画にのっている分をまず我々は100%実現をすべく努力するというのが一番の今やらなければいけないこと、その次に、今実施計画にのっていないものを、次に何を実施計画にのせるかという手順から始めるわけ

ですね。ですから、その段階の議論をしておりませんので、今、結論は申せませんというふうに申し上げたわけでごさいます、これは私たちも十分に議論をして、ほかの事業との兼ね合い、優先順位度、こういうものを勘案して検討してまいります。

それから、太良町の合併であります、先ほど申しましたように、今各分野で負担、あるいはサービスについて出し合っております。確かに同じものも幾つかありますが、やっぱり各自治体によってサービスとか負担とか各分野によって違うんですね。だから、全体的に見てどうなのかということが最終的にありますが、その分野について、じゃあ全部高い方に合わせるとした場合に、さっき言いましたように財政的にどうなるかという問題もありますので、太良町さんの方にも全体的に見てほしいと一つは思うわけでありまして。そういう中で、太良町さん側からいって、鹿島との合併がどうなのかということ判断していただきたいというふうに思うんですね。

今までの議論の中で、少なくとも協議会内部で共通認識ができましたのは、鹿島市は借金が多いと、太良は少なかと、こういうのがずうっと広がっておりましたが、それは決してそうではないというふうなことが共通認識として持てました。それはどういうことかといいますと、先ほど申されましたように、今度太良の町立病院を全面改修されます。これ起債事業でやると言っておられますので、これを合わせますと人口1人当たりの借金、起債額は太良町も鹿島市もほぼ一緒です。あとは基金ですね。基金は確かに太良町の方が多いわけです。多いわけですから、多い分はこの金額については主に太良の振興に充てていいですよという取り決めを、この前協議をしたところであります。

合併については、一番初めに確認をしておりますように、お互いを尊重して、特に住民投票のこともよく気にかけていただいております。しかし、これは太良町が主体的に自分たちの町のこととして実施をされるわけですので、これについて、私の口からいいとか悪いとか、あるいはほしくないでほしいとか、こういうことは決して言えないわけでごさいます、それはもう尊重して見守ると。ただ、橋川議員も申されますように、やはり片方の住民にとって非常に不利になるようなこと、こういうことがないような取りまとめをしておかないと、それこそ片方から、うんにゃ、おいどんはせんというふうなことにもなりかねませんので、そのあたりの調整というのが一番難しい。ただし、これをやっても今度は負担の問題がどうなるのかということもありますので、慎重にやっていきたいというふうに思います。

なお、太良と共通しているところもいっぱいございますし、また違うところをうまくかけ合わせて、違う大きな要因も生み出していくと、こういうやり方をお互い合わせながら、合併については努力をしていきたいというふうに思っております。（「陳情書、要望書の、その期間を決めるのは、まだ。検討した後……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

ちょっと今の答弁を、ぱっと合併のことを聞いてわあっと書いておりましたので、ちょっとそこは聞き漏らしておりましたが、そうですね、やはり今、私が4部長にいろんなことを

命じてやっておりますが、その中でスピードアップということをしきりに私も言っておりますので、そういうことを兼ね合わせまして、またせっかく要望があったわけですので、それに対する一定期限内に我々も検討して、少なくともその段階でわかっている分についてお答えをすると、こういうふうにしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

以上で8番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告による一般質問は全部終了しました。

次の会議は、あす17日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時6分 散会